

- ご使用になるお客様に必ずお渡しください。
- ご使用になるお客様は必ずお読みください。

(No.8)

象印 β ・ 小型電気チェーンブロック
ベータ
(β S・ β H型)

取扱説明書

- この度は、当社製品をお買い求めいただき誠にありがとうございます。
- 電気チェーンブロックをご使用になる前に、この取扱説明書をよくお読みになり十分理解した上で正しくご使用ください。
- 保守や点検の際にはこの取扱説明書が必要になりますので大切に保管してください。
- 分解、組立を伴う検査項目は、必ず最寄りの当社製品取り扱い店または当社営業所までご用命ください。



象印 チェンブロック 株式会社

〒589-8502 大阪狭山市岩室2丁目180番地
TEL.(072)365-7771(代) FAX.(072)367-2053
URL : <https://www.elephant.co.jp>

安全上のご注意

象印ベータ型小型電気チェーンブロックの使い方を誤ると、つった荷物の落下や感電などの危険な状態になります。据え付け・取り付け、運転・操作、保守点検の前に、必ずこの取扱説明書を熟読し、正しくご使用下さい。

購入された製品は、事業主はもとより、作業される方に「クレーン等安全規則」「玉掛け作業」「貴社の作業基準」などを教育され、作業者として取り扱いを習熟した者であることを確認した後に作業に従事させてください。本取扱説明書は取り扱いを習熟した者が使用するものとして説明しております。

本機器の知識、安全の情報、そして注意事項のすべてについて習熟してからご使用ください。

この取扱説明書では、注意事項を「危険」、「注意」の2つに区分しています。

△ 危険	取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、死亡または重傷を受ける可能性が想定される場合。
△ 注意	取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、中程度の傷害や軽傷を受ける可能性が想定される場合および物的損害のみの発生が想定される場合。

なお、**△ 注意**に記載した事項でも、状況によっては重大な結果を招く可能性があります。いずれも重要な内容を記載しているので、必ず守ってください。

絵表示の例



△記号は、危険・注意を促す内容があることを告げるものです。図の中に具体的な注意内容(左図の場合は感電注意)が記載されています。

○記号は、禁止の行為であることを告げるものです。図の中や近傍に具体的な禁止内容が記載されています。



●記号は、行為を強制したり指示したりする内容を告げるものです。図の中や近傍に具体的な指示内容(左図の場合は必ずアースを接続してください)が記載されています。

*お読みになったあとは、お使いになる方がいつでも見られるところに必ず保管してください。

1. 取り扱い全般について

△ 危険	
●取扱説明書および注意銘板の内容を熟知しない人は運転しないでください。	
●必要な法定資格のない人は、クレーン操作、玉掛け業務を絶対に行わないでください。また、行わせないでください。	
●風雨や波動の影響を絶えず受ける場所、及び塩害や酸・アルカリ等の影響を受ける場所で使用すると、機器及びロードチェー	

2. 据え付け、取り付けについて

△ 危険	
●据え付けは、専門業者、専門知識のある人以外絶対に行わないでください。 ●電気チェーンブロックに雨や水がかかるなど、規定外の環境の場所に据え付けしないでください。 ●必ずアース工事を行ってください。また、アースのほかに漏電遮断器を電路に取り付けてください。	
●簡易リフトとして使用する場合、法令を遵守してください。 ●横行および走行のレール端には必ずストップを取り付けてください。 ●電気チェーンブロックを設置する場所に十分な強度があることを確認してください。 ●電気チェーンブロックは、自由に揺れ動くよう下り下げてください。 ●電気チェーンブロックを設置する前に、必ずチェーンバケットを取り付けてください。	

3. 運転と操作について

△ 危険	
●定格荷重を超える荷は、絶対につらないでください。 ●つた荷に人は乗らないでください。また、人の乗る用途には絶対に使用しないでください。 ●つり荷の下に入らないでください。 ●つり荷の動く範囲に人がいるときは、運転しないでください。 ●人の頭上で越えて荷を運転しないでください。 ●荷をつたまま運転位置を離れないでください。 ●運転中は荷から気をそらさないでください。 ●荷やフックブロックを揺らせるような運転はしないでください。 ●上下限のスリップ機構を、常時使って止める使い方はしないでください。 ●斜め引きをしないでください。 ※荷の真上に電気チェーンブロックを移動させてからつり上げてください。 ●地球づり(建屋構造物に引っ掛ける操作など)をしないでください。 ●つり荷の反転作業はやらないでください。 ※反転作業は、反転専用の機器を使用して行ってください。 ●使用前に押ボタンの動作を確認し、押ボタンが円滑に動作し	
ないときは運転しないでください。 ●押ボタンスイッチの指示と違う方向に動くときは直ちに運転をやめてください。 ●使用前にブレーキの動作を確認し、ブレーキが確実に作動しないときは運転しないでください。 ●損傷を受けたものの及び、異音や異常振動がする電気チェーンブロックは運転しないでください。 ●ロードチェーンに次の異常があるときは絶対に運転しないでください。 ※ねじれやもつれを生じているもの、亀裂や傷のあるもの、かみ合いが異常なもの。 ※規定の長さより伸びたもの、摩耗が著しいもの。 ●宙づりした荷を電気溶接しないでください。 ●ロードチェーンに溶接機のアースを接続しないでください。 ●ロードチェーンに溶接用電極を絶対に接触させないでください。 ●建屋の溶接工事を行う場合、電気チェーンブロックが溶接のアース経路にならない様にしてください。 ※溶接電流が電気チェーンブロックの内部配線の焼損をひきおこします。	

運転と操作について（続き）

⚠ 注意

- 定格電圧以外では使用しないでください。
- フックの外れ止め金具が破損しているものは絶対に使用しないでください。
- プラッギング（急回転）や過度のインチング（寸動運転）をしないでください。
- つり荷を他の構造物や配線などに引っ掛けないでください。
- 押ボタンコードを他のものに引っ掛けたり、強く引っ張らないでください。
- 本体やトロリをストップや構造物に衝突させないでください。
- ロードチェーンを荷に直接巻きつけないでください。
- シャープエッジ（鋭利な角）にロードチェーンを接触させないでください。
- 荷や玉掛け用具などでチェーンパケットを突き上げないでください。
- 短時間定格、負荷時間率、始動頻度を超える使用は絶対にしないでください。

- 電気チェーンブロックの電源は専門知識のある人以外は、エンジン発電機から接続しないでください。
 - 本体に取り付けられた、警告および注意表示の銘板やラベルを外したり、不鮮明なまま使用しないでください。
-
- 使用前に下フックが円滑に回転することを確認してください。
 - 玉掛け用具はフックに正しく掛けしてください。
 - 卷上げは、ロードチェーンまたは玉掛け用具が張ったところで一度停止してください。
 - 押ボタンの周りに、じんあい、砂などがたい積しないよう常に清掃してください。
 - 共づりする場合は、2台が連動する操作方式としてください。
 - 作業に対し揚程が十分であることを確認してください。

4. 保守点検、改造について

⚠ 危険

- 製品および付属品の改造は絶対にしないでください。
- 当社製純正部品以外は絶対に使用しないでください。
- ロードチェーンの切断、継ぎ足しは絶対に行わないでください。

- 保守点検、修理を実施する前に電源を遮断してください。
- 保守点検、修理は、事業者が定めた専門知識のある人が行ってください。
- 保守点検、修理をするときは、必ず空荷（つり荷がない）状態で行ってください。
- 保守点検で異常な箇所があるときは、そのまま使用せず直ちに補修してください。

⚠ 注意

- 保守点検、修理を実施するときは、作業中の表示（『点検中』や『通電禁止』など）を必ず行ってください。



ご注意

- 分解、組み立てを伴う検査項目は必ずもよりの当社製品取り扱い店または当社営業所までご用命ください。

免責事項について

- (1)火災、地震、落雷、水害その他の天変地異、公害、異常電圧など外部環境等が原因による損害に関して、当社責任の範囲外とします。
- (2)当社製品の動作不良などにより、二次的に生じる経済損失（製造ライン停止による損失、つり荷の損傷など）に関して、当社責任の範囲外とします。
　　製造ライン停止が問題となる場合は、予備機などのご準備をお勧めします。
- (3)取扱説明書の記載内容を厳守しない場合、または製品の使用範囲を逸脱して使用することにより生じた損害に関して、当社責任の範囲外とします。
- (4)当社が関与しない機器との組み合わせによる誤動作、お客様による不当な修理・改造などから生じた損害に関して、当社責任の範囲外とします。
- (5)製品引き渡しから10年を経過した当社製品において発生した人の生命、身体または財産に関わる被害に関して、当社責任の範囲外とします。
　　（製造物責任法 第5条より）
- (6)製品の生産終了後、10年経過した当社製品については、部品供給ができない場合がございますので、ご了承ください。

目次

安全上のご注意	1	4. トロリ付で使用する場合	7	3. チェーンの検査と使用限界	13
1. 取り扱い全般について	1	5. 設置後の確認と試運転	8	4. バッファの検査と使用限界	14
2. 据え付け、取り付けについて	1		8	5. チェーンパケット部の検査と使用限界	14
3. 運転と操作について	1	1. 正しい使い方とご注意	8	6. チェーンストップの検査	14
4. 保守点検、改造について	2	2. 操作中のご注意	9	7. 押ボタンスイッチの検査	14
免責事項について	2	3. その他のご注意	11	8. トロリの検査と使用限界	14
規制を受ける法令について	3	保守・点検	11	9. モータのカーボンブラシの検査と使用限界	14
1. 設置する場合の法的義務について	3	保守全般について	11	10. ネームプレート・タグの検査	15
2. 使用する場合の法的義務について	3	日常点検	12	11. ギヤオイルの交換	15
3. 点検の法的義務について	3	1. 運転を行う前の確認	12	12. 機体内部の配線と各部の締めつけ	15
各部の名称	4	2. 空荷運転による確認	12	13. 全体の作動の検査と使用限界	15
製品の確認と設置上のご注意	4	3. 定格荷重運転による確認	12	故障の原因とその処置	16
1. 製品の確認	4	定期自主検査について	12	使用基準・点検基準(JIS)	17
2. 特殊環境条件でのご注意	4	1. 月例の自主検査	12	保証について	19
3. 使用時間について	4	2. 年次の自主検査	12	配線図	20
据え付け方法	5	3. 部品の使用限界	13	分解図	21~22
1. 電気配線	5	保守と検査の方法	13		
2. 電気チェーンブロックの取り付け	5	1. 検査を行う前に	13		
3. チェーンパケットの取り付け方法	6	2. フックの検査と使用限界	13		

規制を受ける法令について

(β型は下記に該当しませんが、十分理解した上で正しくご使用ください。)

⚠ 危険	⚠ 注意
• β型電気チェーンブロックをエレベータとしては使用できません。 	• 電気チェーンブロックを「簡易リフト」として使用する場合は、「簡易リフト構造規格」の適用を受けます。 • 簡易リフトの詳細は、「クレーン等安全規則」・「簡易リフト構造規格」を参照してください。 

電気チェーンブロックは、クレーンなど使用される形態や、つり上げ荷重(または積載荷重)によって、「労働安全衛生法」「クレーン構造規格」などの法令の規制を受けます。詳しくは、「簡易リフト構造規格」を参照するか、当社に連絡ください。

●「クレーン等安全規則」の概要を下図に示します。

クレーン・電気チェーンブロックの法令と規則

電気チェーンブロックは設置、使用される形態や、つり上げ荷重(または積載荷重)によっては、クレーン等安全規則でいうクレーン等に該当し、その製作、使用、検査、整備については、クレーン等安全規則の適用を受けることになります。

• クレーン(トロリ付で電気チェーンブロックを使用した場合)…つり上げ荷重0.5t以上 → クレーン等安全規則及び他の法令規則が適用されます。

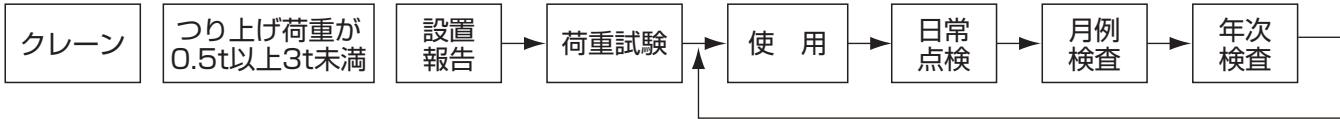
• 簡易リフト…つり上げ荷重0.25t以上

電気チェーンブロックをトロリなしで使用し、荷のための機器がないか、機器があってもその昇降をガイドする物がない場合にはクレーン等安全規則に該当しません。

(操特) クレーンの操作に関する特別の教育を受けた人。(免) クレーン運転士免許所持者。(技) 5t以上の床上操作式クレーンを操作するための技能講習修了者

(玉特) 玉掛けに関する特別の教育を受けた人。(玉) 玉掛け技能講習修了者。(職) 職業訓練法に基づく玉掛けの訓練を修了した人。(労) その他労働大臣が定める人。

法令規則に規定される義務の種類 ➔	設置段階の手続き義務、製造者の資格			使用する段階での必要資格		保守点検及びその記録保存の義務
規定の義務を果たすべき者、又は 資格を必要とされている者 ➔	製造者	クレーン等を使用する事業者		クレーンを操作する人	玉掛けをする人	クレーン等を使用する事業者
クレーン又は簡易リフト の種類・容量 ↓	資格・手続の種類等 ➔	製造許可	設置届～ 検査証具備迄	設置報告 荷重試験	(注)事業者は、資格のないものを 当作業につかせてはなりません	
クレーンのうち床上で運転し、 かつ運転者が荷の移動とともに 移動する方式の物、又は跨 線テルハで、つり上げ荷重が、 0.5t未満	0.5t未満				規定なし	規定なし
	0.5t以上 3t未満			○	(操特)か(技)か(免)	(玉)か(職)か(労)



1. 設置する場合の法的義務について

1. 次の条件でご使用になる場合は、所轄の労働基準監督署に設置報告書の提出が義務付けられています。

設置報告書が必要	①積載荷重0.25t以上の簡易リフトとして使用する場合。 ②つり上げ荷重が0.5t以上3t未満の電気チェーンブロックを横行装置(手動・鎖動・電気トロリ)を付けて使用する場合。
----------	--

※β型電気チェーンブロックを横行レール(またはクレーンなど)に使用する場合は0.5t未満ですのでこの設置報告書は不要です。

2. 使用する場合の法的義務について

⚠ 危険	運転資格のない人、「特別教育」を受けていない人、「玉掛け技能講習」を受けていない人はクレーン操作、玉掛け業務を行わないでください。また、行わせないでください。 
------	--

電気チェーンブロックを安全に使用していただくため、使用する人に次の教育を受けさせることや、免許を取得させることが義務付けられています。

• 運転資格のない人、特別教育を受けていない人、玉掛け技能講習を受けていない人にクレーン操作、玉掛け業務を行わせないでください。

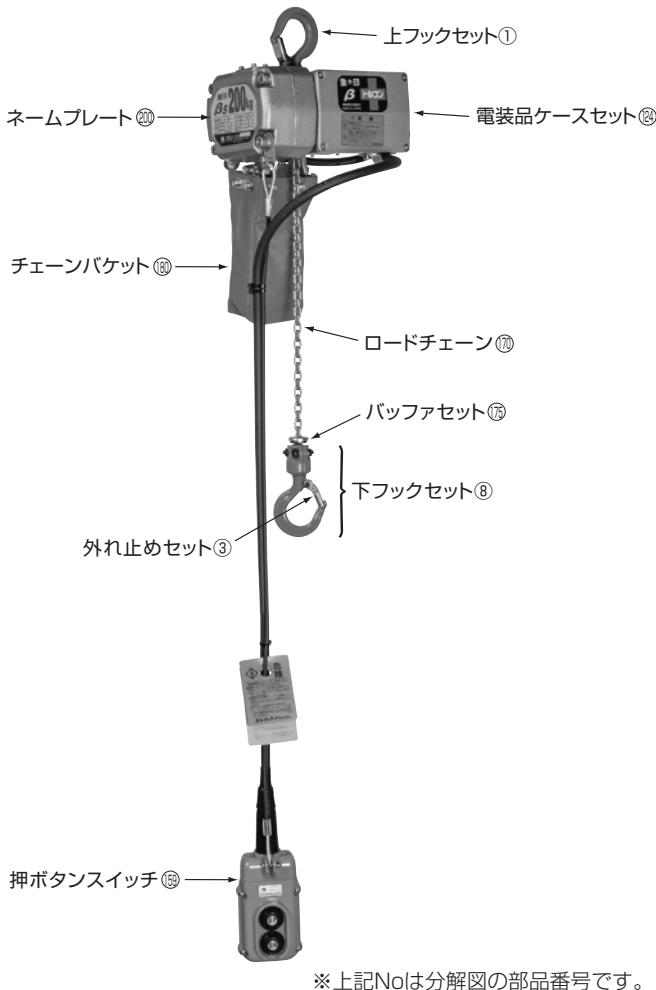
※特別教育とは「クレーン等安全規則」(第21条)に定められているもので、クレーンに関する知識、電動機および電気に関する知識、関連法令等を一定の時間受ける教育をいいます。

3. 点検の法的義務について

電気チェーンブロックを使用する場合は、次の定期自主検査の実施と検査記録の保管が義務付けられています。

- 日常の点検。月例・年次の自主検査。
- 月例・年次自主検査記録の3年間保管。

各部の名称



製品の確認と設置上のご注意

1. 製品の確認

★ご注文通りの電気チェーンブロックが届いたか確認してください。

ケースに記載の下記事項が、ご指定通りか、ご確認ください。

- 電気チェーンブロック(単体で貢入された場合)

① 機種	機種の確認(銘板も確認)
② 使用電源	単相100V・単相200V
③ 定格荷重	定格荷重の確認
④ 揚程	3m・6m・特殊揚程
⑤ 押ボタンの種類	2点
⑥ 押ボタンコード長さ	3m・6m・特殊長さ
⑦ 電源コード長さ	3m

- トロリ関係(トロリ付きで購入された場合)

① トロリの種類	ギャードトロリ、プレントロリ
② 定格荷重	定格荷重の確認

※特殊揚程及び特殊コードの長さをご注文の場合はその揚程又は長さを確認してください。

★輸送中に起きたと思われるような破損、その他の破損がないか、ご確認ください。

★所定の付属品、書類が入っているか、ご確認ください。

付属品、書類、一覧表

取扱説明書	1冊
電気チェーンブロック検査証	1部
チェーンゲージ	1個
チェーンバケット	1セット

2. 特殊環境条件でのご注意

危険

- 爆発性の危険がある環境では、使用出来ません。
※有機溶剤や爆発性粉じんなどのある場所。
- 低温・高温・高湿・薬品などの使用場所では使用できません。
環境条件が、高温(40℃を超える)、低温(-10℃以下になる)、高湿(90%を超える)の場所、酸や塩分の多い場所、薬品の影響を受ける場所等、特殊な環境で使用する場合には、必ず、当社営業所にご相談ください。
- 屋外でご使用になる場合は必ず本体が風雨や雪から保護されるような待避場所、またはカバーを設けてください。
※特に低温条件下では、金属がもろくなる為、容量に十分な余裕をみる必要があります。

3. 使用時間について

注意

短時間定格、負荷時間率、始動頻度を超える使用は絶対にしないでください。



	単相
短時間定格	25分
負荷時間率(%ED)	30%
最大始動頻度(回/h)	180回

等級 M3

- 製品の寿命は荷重と運転時間によって、大きく左右されます。
- 長時間ご使用していただくため斜線部分の範囲でのご使用をおすすめします。

①■部分を超える使用はしないでください。

※定期自主検査を頻繁に行うなど十分な予防保全が必要です。

②短時間に集中したご使用が予想される場合

※電動機の過熱や、フリクションクラッチの荷重設定の低下の原因になります。

③使用環境や使用方法、又メンテナンス不良等により運転時間を保証するものではありません。

表 1

荷重区分	総運転時間(単位h)			
	400	800	1600	3200
軽				
中				
重				
超重				

通常は荷重の1/3程度でまれに定格荷重で使用する。

通常は荷重の1/3~2/3程度でときどき定格荷重で使用する。

通常は2/3以上の荷重で使用し定格荷重で使用することが多い。

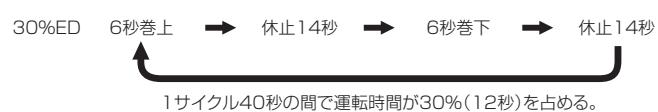
ほとんど定格荷重または、これに近い荷重で使用。

注1)短時間定格・反復定格(負荷時間率)は日本工業規格(JIS)により定められた以下の方法により測定したものです。

○短時間定格…定格荷重のもと、以下のサイクルで運転できる時間示す。



○反復定格…定格荷重の63%の荷重のもと、以下のサイクルで連続運転できることを示す。



1サイクル40秒の間で運転時間が30%(12秒)を占める。

据え付け方法

危険

- β型電気チェーンブロックをエレベータとして使用できません。
- 必ずアース工事を行ってください。またアースのほかに漏電遮断器を取り付けてください。
※漏電による感電事故を防ぐために必ず実行してください。
- ※アースは、C種あるいはD種接地工事を行ってください。
- ※アース及び漏電遮断器の取り付け工事は、電気設備技術基準および内線規定に従ってください。
- 電気チェーンブロックを設置する場所に、十分な強度があることを確認してください。
- ※電気チェーンブロックなどが落下により、けがをする恐れがあります。

据え付けに関しては必ずお買い求めの当社製品取り扱い店または当社営業所にご相談ください。

1. 電気配線 (配線図P20~P21を参照下さい。)

電気工事は、専門工事業者に依頼し、この取扱説明書にもとづいた、適正な電気工事を行ってください。
電気工事は電気設備技術基準、および内線規定に従って行ってください。

- 電源を電気チェーンブロックに接続する前に、電源電圧が製品の適用電源に合っていることを確認してください。

1. 電源線の接続



- 電源は必ず分電盤を通して接続してください。
- 電気チェーンブロックをご使用にならない時は分電盤を遮断しておいてください。
※漏電による感電や火災の恐れがあります。

2. 単相電源の配線方法

- 単相(100V電源)電気チェーンブロックの場合は、電源ケーブルにアース付の100V用プラグをつけてあります。単相200Vにはプラグは付いておりません。工事業者へ依頼して頂き、適切な配線工事を行ってください。
- コンセントは分電盤の近くに配線し、必ずアース線を接続してください。
分電盤からリード線など(コードリールなど)を延長したプラグに差し込む方法は絶対にしないでください。電圧降下により単相電気チェーンブロックの過熱、電装品(整流器・セメント抵抗)の誤作動や破損及び電源コードの過熱焼損になります。
- 単相200V電源の場合は電源ケーブルにアース付のプラグを使用するかアース接続が別になったプラグを使用するか工事業者に元とスイッチの入、切を考慮されてご相談ください。
- ※コンセント側の電流容量が適正であるかを確認してください。
- ※電源ケーブルを標準品3mより長くして使用される場合は、電源ケーブル3mの分も含めて、太い線に変更してください。電圧降下の防止になり、電装品(整流器・セメント抵抗)の破損、モータの過熱・焼損の防止になります。

3 電源ケーブル(電源コード)の設定



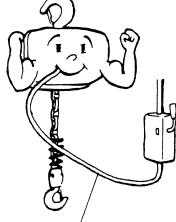
- 細すぎる電源ケーブルや電圧が降下した電源を使用しないでください。
※電気チェーンブロックが正常に動作しなかつたり、電源ケーブルが過熱焼損したりします。

電源ケーブルは、下表の長さを超えないように選定してください。

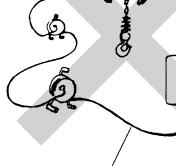
表2

電気チェーンブロック単体				
電源電圧	単相 100V		単相 200・220V	
電源ケーブル 断面積 定格荷重	1.25㎟	2㎟	1.25㎟	2㎟
125・200kg	17m	28m	70m	112m

パワフル!



インチがいいよ～



太くて(m当たりの抵抗値が小さい)
短い給電材=条件が良い

図1

細くて(m当たりの抵抗値が大きい)
長い給電材=条件が悪い

図2

表3

定格荷重	電源電圧	定格電流
125・200kg	単相 100V	4A
	単相 200・220V	2A

2. 電気チェーンブロックの取り付け



- 設置場所は電気チェーンブロックが落下などの危険がないように、工事を行ってください。
- 電気チェーンブロックは自由に揺れ動くようにつり下げてください。
- ※固定部に無理な力が加わり、機器破損による本体落下でケガをする恐れがあります。

電気チェーンブロックを、巻上げ、巻下げだけで使用される場合、フックを掛ける金具は、十分な強度を有する物を選定してください。(電気チェーンブロックは揚程により本体が多少傾きますが問題ありません。)

1. 運転前のご注意

電気を入れて動かす前に、次のことを理解し、正しく取り扱ってください。

誤った扱いをしますと、強力なモータの力により、ロードチェーンや他の部品が破損することがあります。

この図に示す状況でない時は、電気を入れて運転をしてはいけません。

図3

ロードチェーンが本体内部を正しく通過しているのが確認されている事

ロードチェーンがスムーズに出入りできるように、本体下面が地面より30cm以上離れている事(図4)

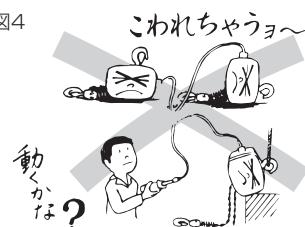
本体は自然につり下がった状態である事(図4)

ロードチェーンに付けられていたビニールバンドと「注意事項工」が外されている事(図5)
なお、ビニールバンド切断後は本体内部のチェーンの通過状況に十分注意してください。

危険

本体をつり下げない状態、あるいは本体が極度に傾いた状態では絶対に運転しないでください。

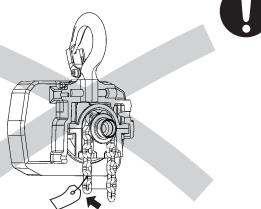
図4



危険

ビニールバンド、「注意事項エフ」は、必ず除去してから運転してください。
除去されないまま運転しますと、ロードチェーンが異常な動きをしますので部品を破損する事があります。

図5

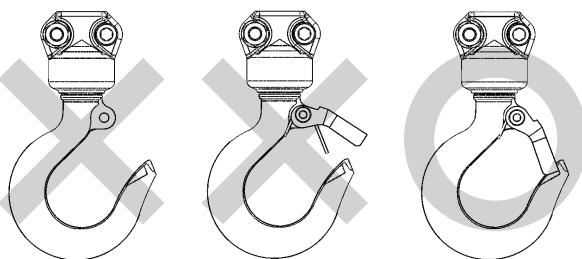


2. フック式懸垂式でお使いになる場合

危険 (1.設置方法)

- (1)ご自分で据え付けはやめてください。必ず専門工事事業者に依頼して下さい。
- (2)電気チェーンブロックの上フックを掛ける金具類は十分な強度を有するものであること。
- (3)金具類の断面形状は、えい角でなく角に十分な丸みがあるものであること。またフックとの接触部にグリース等をつけて下さい。
- (4)β型電気チェーンブロックの取り付け作業を終わったら、上フックの外れ止め金具が完全に閉じていることを確認して下さい。(図6参照)
※金具の強さが不足していたり、金具が摩耗していると金具が破損して、つり荷及び本機が落下し、事故を起す恐れがあります。

図6



外れ止め金具をチェックし、破損がないこと。

3. ギヤードトロリまたはプレントロリ結合型としてお使用になる場合

β型電気チェーンブロックとトロリとの結合方法は、I形鋼に取付けを完了したギヤードトロリまたはプレントロリの結合金具に電気チェーンブロックの上フックを引掛ける方法だけです。

- (1)ギヤードトロリに引掛けて使用する場合は図7(1)のように本体のモータ側がトロリのハンドホイル側と反対になるようにしてください。
- (2)プレントロリに引掛けて使用する場合はチェーンバケットがどちら側にあっても支障ありません。
- (3)上フックの外れ止め金具が完全に閉じているか確認してください。

図7(1)
ギヤードトロリ用

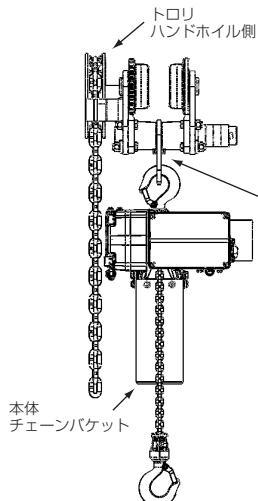
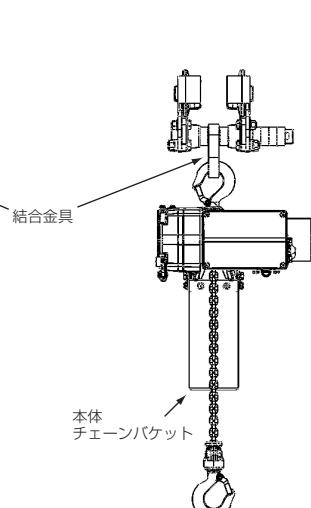


図7(2)
プレントロリ用



注※ギヤードトロリを最小幅でお使用時、ハンドチェーンがβ型電気チェーンブロックに当たる場合がございます。

3. チェーンバケットの取り付け方法

1. チェーンバケットの取り付け方法

- 電気チェーンブロックを設置する前に、チェーンバケットを必ず取り付けてください。

※チェーンバケットが取り付けられていないと、つり荷その他に無負荷側チェーンが引っ掛かる場合があり、大変危険です。



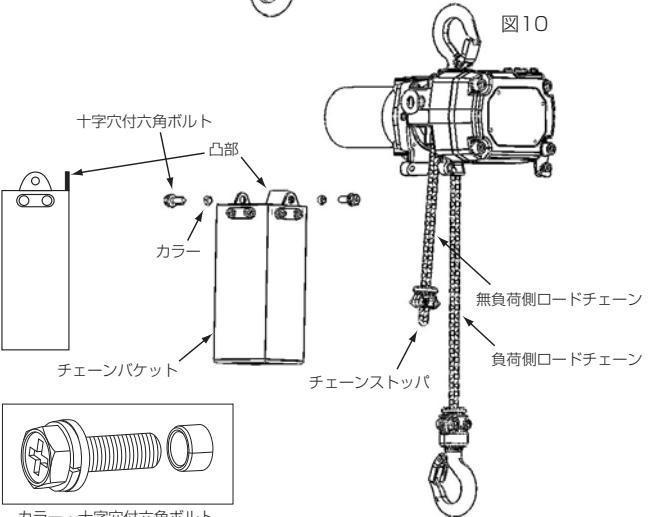
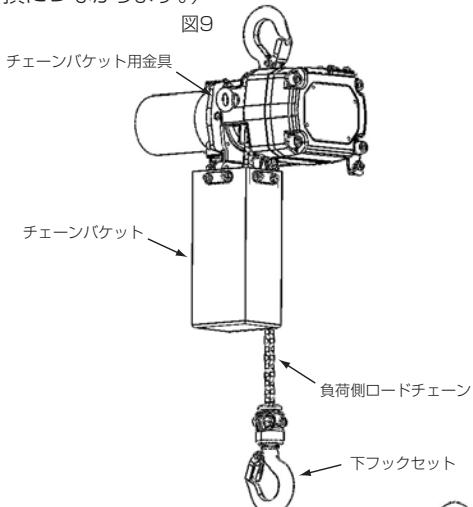
下フックに荷をかけても張力のかからない遊んでいる側のロードチェーンを無負荷側ロードチェーンといいます。

※使用途中にチェーンバケットが高所から落下すると、大変危険ですから正しく取り付けられているか、確認してください。

チェーンバケット(No.180)の取り付けは(図10)無負荷側のロードチェーンを残り約10cmになるまで巻下げた状態にしてください。(無負荷側のチェーンを長いままでチェーンバケットに収納されますと、チェーンが絡まりチェーンが切れる恐れがあります。)チェーンの取付・チェーンの収納が容易になり、チェーンの絡まりを防止出来ます。

上記の状態にして頂き、無負荷側のロードチェーンをバケットに入れ、カラー(No.184)に十字穴付六角ボルト(No.183)を通して電気チェーンブロック本体に取り付けてください。

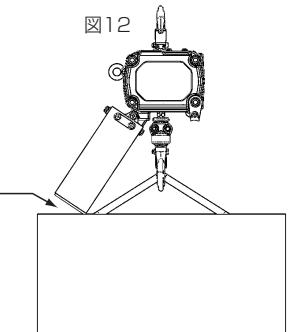
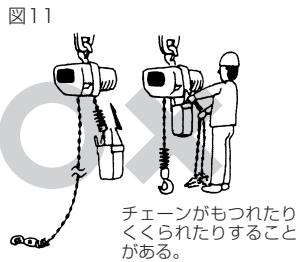
(注：チェーンバケットの凸部を必ず負荷側のロードチェーン側に取り付けてください。反対にされると、チェーンバケットの破損につながります。)



注意

- チェーンバケットは、つり荷などで押し上げないようにしてください。
- チェーンバケットは、ロードチェーンの長さに合ったチェーンバケット以外は使用しないでください。
- ロードチェーンをチェーンバケットに入れる時は、まとめて一度に入れないでください。

- チェーンバケットは、電気チェーンブロック本体から自然につり下がった状態を保つようにしてください。
- バケットがつり荷等で押し上げられると(図12)ロードチェーンがあふれ出たり、チェーンブロック本体内をロードチェーンがスムーズに通過出来なくなったりして危険です。
- チェーンバケットが、ロードチェーンの長さに対して、小さすぎる場合も、同様に危険です。
ロードチェーンを長い物に交換された場合は、バケットを表4にしたがって交換しなければなりません。



荷をチェーンバケットに当てないで下さい。
チェーンバケットが破損、変形します。

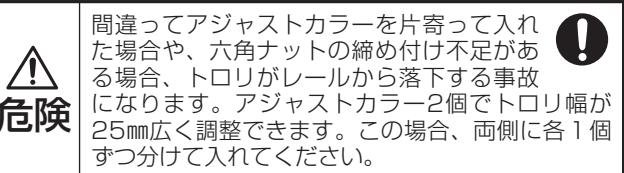


図13

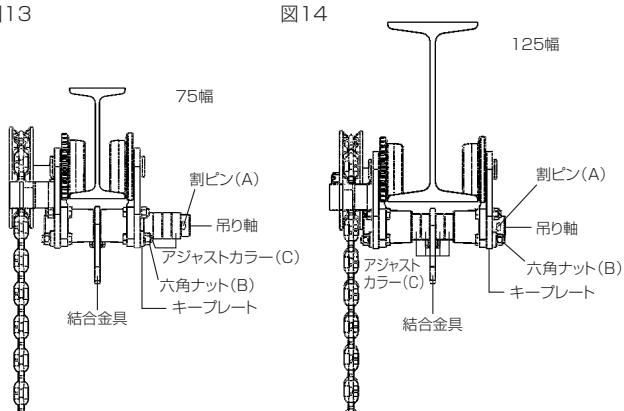


図14

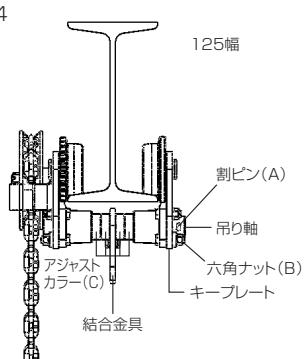


図15

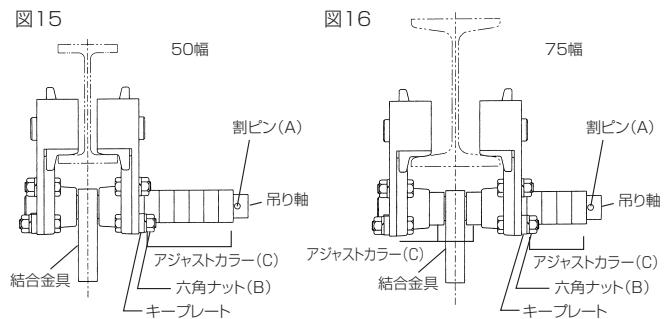


図16

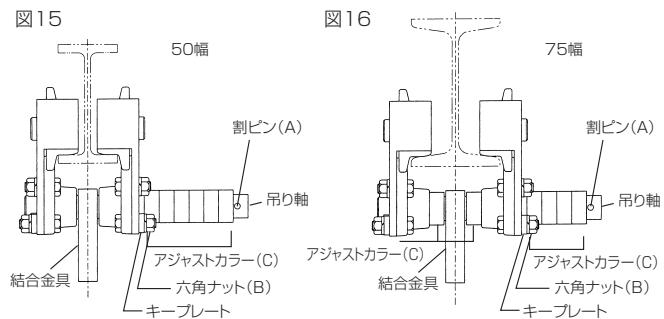


表4 チェーンバケット選定表

バケットサイズ	125・200kg 揚程(m)
S	6mまで
M	10mまで

注)ほこりが多い場所や異物がバケットに入るような作業場所、またチエーンが錆びた時などはバケットから、チエーンがあふれることがあります。

バケットおよびチエーンをきれいに掃除しチエーンには常に油をつけてください。

4. トロリ付で使用する場合

1. ギヤードトロリ・プレントロリをI形鋼のレールに調整する方法

① I形鋼のレール幅に調整する方法

- (1)各トロリは、表5に示すI形鋼レール幅、最小寸法に調整して出荷しておりますので、これ以外のレール幅に調整する場合は、次の順で調整してください。
- (2)まず 図13に示す割ピン(A)を抜いてください。
※抜いた割ピンは、セット後に使用しますので、切断したり、無くさないようにしてください。
- (3)アジャストカラー(C)を吊り軸から外してください。
※アジャストカラーは後で組み立てますので、無くさないようにしてください。
- (4)キープレートの六角ナット(B)を緩めて外してください。
- (5)調整しようとするI形鋼レール幅を、表5より求め、それに対するアジャストカラー(C)の個数を図14に示すように結合金具の両外側に入れてください。

表5 結合金具の両外側に入れるアジャストカラーの個数

I形鋼レール幅	50mm	75mm		100mm		125mm		単位:個
		片側	片側	片側	片側	片側	片側	
ギヤードトロリ	使用不可	0		1	1	2	2	
				2		4		
プレントロリ	0	片側	片側	片側	片側	片側	片側	
		1	1	2	2	3	3	
		2		4		6		

2. 曲線横行レールに取り付けの場合

曲線横行レールに、ギヤードトロリ付の電気チエーンブロックを取り付ける場合には、手鎖車側をカーブの外側にしてください。

反対向きにすると、横行レールやトロリの車輪のギヤを傷めることがあります。

横行レールに「右」「左」両方向のカーブがある場合は、半径の小さい方のカーブで、図の状態になるように取り付けてください。(図17)

図17

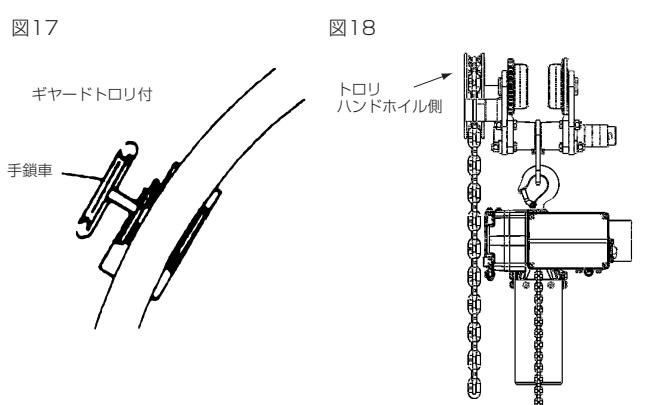
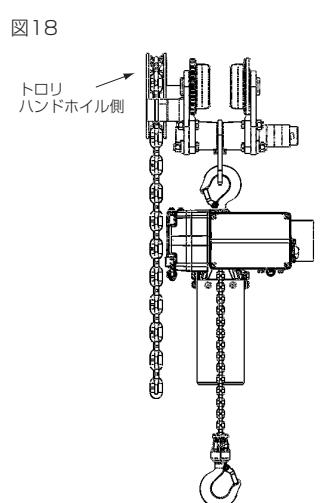


図18



3. 横行レール及びストップ



- 万一のチェーンブロックやトロリの落下防止のため、レール端には必ずストップを取り付けてください。
- トロリをストップに衝突させて止めるような使い方はしないでください。

横行レールのトロリの車輪の当たる部分は、塗装しないでください。また、錆がひどい場合は錆を落としてください。

● 横行レールの継ぎ目は、

- ①横行レールの支持箇所付近に設定してください。
- ②側面や底面にあて板(図19)を溶接する場合には、厚みにご注意ください。
厚いあて板を使用すると、トロリがあたって、通過しないことがあります。
- ③レールの接合部における段差は、左右、上下方向共、0.5mm以下に合わせ、トロリの車輪が走る部分は、グラインダー仕上げをしてください。(図20)

● レール末端の脱落防止ストップは

- ①トロリ式電気チェーンブロックが万一高速でストップに当たり、電気チェーンブロックが振れても、壁等に当たる事がない様、図21の(a)で示した間隔を、広くとってください。
- ②衝撃に耐える強固な取り付けをし、ゴムなどの緩衝材を必ず取り付けてください。(表6・図22)
- ③トロリがいつもストップに衝突して止まるような設置方法は絶対に避けてください。

図19

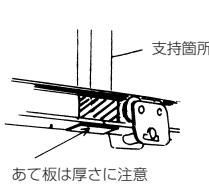


図20

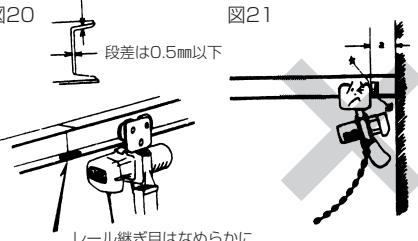


図21

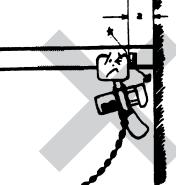
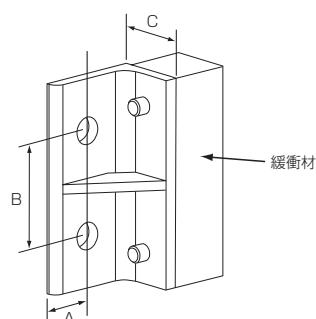
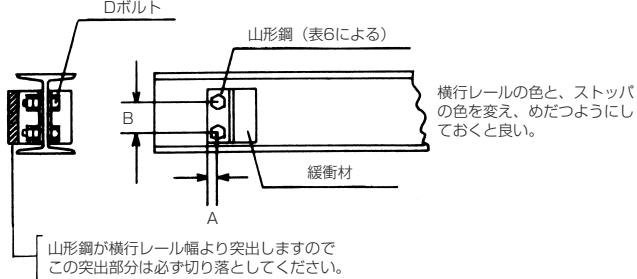


表6 ストップ

横行レール寸法 (mm)	150×75	200×100	250×125
山形鋼 (mm)	L50×50×6	L65×65×6	
A (mm)	20	30	
B (mm)		50	
C (mm)	33	44	55
D (mm)	M12		M16

図22



5. 設置後の確認と試運転

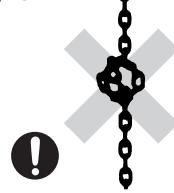
電気チェーンブロックを設置したあとは、次の項目を確認してください。

- ①運転を行う前の確認 ②空荷運転による確認 ③定格荷重運転による確認
- 確認と試運転の方法は「日常点検」(12ページ)に従って行ってください。



- 電源ケーブルをコードリールで延長したソケットに差し込んだ使用方法は絶対にしないでください。
※電源ケーブルを標準品3mより長くして使用される場合は、電源ケーブル3mの分も含めて、太い線に変更してください。
- ロードチェーンが、括られていたり、もつれて、団子状になっている状態のままでは、絶対に使用しないでください。
- 運送中(梱包内)は、チェーンのもつれを防ぐため、針金でチェーンを縛ってある機種があります。この場合、針金を完全に取りのぞいてから、使用してください。
- ※針金の切れはしや、ビニール、「注意事項エフ」などが電気チェーンブロックに巻き込まれないようにしてください。

図23



- 「巻上げ過ぎ」「巻下げ過ぎ」の過巻防止装置を常時作動させるような運転はしないでください。
※過巻防止装置は、あくまで非常用の装置で永久に使える装置ではありません。

- 単相電源をエンジン発電機から接続する場合は、定格出力100~200V~3kVA以上の発電機を使用してください。スローダウン機能付の発電機及び溶接用発電機は、使用できません。又アースは必ず接続して下さい。
- 設置後は、下フックの口の開きの寸法やワイヤロープがかかる部分の寸法を測定し、記録しておくこと。
※下フックの検査の際、口の開き、摩耗量を比較するうえで必要となります。

使用上のご注意



- 取扱説明書および注意銘板の内容を熟知しない人は運転をしないでください。
- 法定資格のない人は、絶対にクレーン操作、玉掛け業務を行わないでください。また、行わせないでください。

1. 正しい使い方とご注意

1. 玉掛け用具

- 玉掛け用具は、その日に使用するものを作業開始前に全数点検してください。
※玉掛け用具の点検要領、廃棄基準はクレーン等安全規則第8章、第1節に義務づけられています。
- 荷重と形状に適した最も安全な玉掛け用具(つり具)を使用してください。
※玉掛けチェーン、安全率5以上、玉掛けワイヤロープ、安全率6以上、玉掛けベルトスリング、安全率6以上

2. 安全確実な玉掛け方法

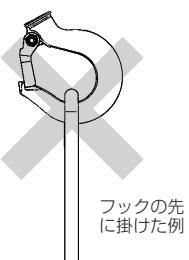
玉掛けは、能力、長さとも適切な玉掛け用具を用いて、慎重に行ってください。玉掛け用具の使用荷重に注意を払う事はもちろんですが、図24の様な不良状態にならない事もご確認ください。

(図24の説明)

●間違った使用例1

玉掛け用具がフックの適正な位置に掛つていなければ、つり上げると、荷を移動させている間に、玉掛け用具の位置がずれ、ショック荷重がかかり、大変危険です。一旦荷を降ろして、つり直してください。

図24 間違った使用例1



- クレーンなどの大容量の巻上げ機の下にβ型電気チェーンブロックをつり下げしないでください。
※β型電気チェーンブロックの容量を越えるような大荷重を上の大容量のクレーン等でつり上げると、β型電気チェーンブロックが破損して、荷と本機が落下し、事故になります。



●間違った使用例2

図のθが広すぎると、玉掛け用具にかかる力が大きくなり、外れ止めの破損や、荷の落下につながる危険性があります。

荷のつり箇所を変えるか、つりしろに余裕がある場合には、玉掛け用具を長い物に変える事によって改善できます。図中のθが120°を越えるご使用はしないでください。

図24 間違った使用例2

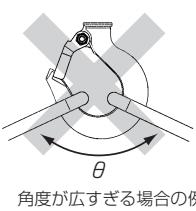
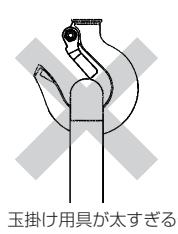


図24 間違った使用例3



●間違った使用例3

玉掛け用具が太く、外れ止め金具が戻っていない。

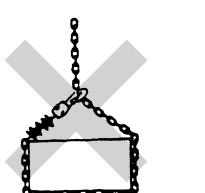
玉掛け用具を変えてください。金具付きのチェーンスリングをご検討ください。

お買い上げの当社製品取り扱い店、又は当社営業所にお問い合わせください。各種玉掛け用具を用意しております。

△ 注意

- ロードチェーンを直接つり荷に巻きつける事は、荷が重い、軽いにかかわらず、絶対にしないでください。大変危険です。

図25



3. 荷のつり上げを始める時

玉掛けが終わり、荷をつり上げる時には、

- チェーンブロックのロードチェーンや、玉掛け用具が、ピーンと張った時点で、まず玉掛けの状態を確認してください。
- 次に、荷をわずかに浮かせて、荷のバランスが悪くないか、図26確認してください。
- 次に、電気チェーンブロックのブレーキが、確実に作動するかを、数十cmの巻き上げ、巻き下げを数回行って、確認してください。

荷を高くなり上げる前に、上記3点の確認を行う事を、必ず習慣付けてください。(図26)



2. 操作中のご注意

1. 荷のつり上げ、つり下げ



- 定格を超える荷重は絶対につらないでください。
※本機の損傷や、つり荷が落下する原因になり大変危険です。

!

△ 注意

- 荷のつり上げや、つり下げの場合は、荷を振らせないでください。
- 空荷のときも、電気チェーンブロックを振らせないでください。

※荷の落下や、チェーンの損傷の原因になります。

- 斜め引き(縦引き、横引き)はしないでください。
必ず荷の真上に電気チェーンブロックを移動させてから荷をつり上げてください。

※斜め引きは、地面をひきずっている荷が、急に高速度で動き出し、また電気チェーンブロックの支持物に、斜め方向の力が加わる等の理由で、大変危険をともなう作業ですので、やめてください。(図27・28)

図27



図28



図29



- 2台つりは大変危険ですのでしないでください。

※やむをえず2台つりを行うときは、専門知識のある人がおこない荷の傾きなどがないかなど次のことに注意してください。

※2台つりする時は、2台の電気チェーンブロックが連動する操作方法にするか専用の2点水平つりの電気チェーンブロックを選定してください。

※同一巻き上げ速度の電気チェーンブロックをご使用ください。

※2台の電気チェーンブロックが衝突しないようにする為に衝突防止装置を取り付けるなどの方法を採用してください。

- 2台の電気チェーンブロックで、1つの荷をつる場合に、ロードチェーンが鉛直線に対して、大きな角度を作成している状態や、荷の重心位置が2つのつり上げ位置のどちらかに、極端に接近している状態では、(図29)電気チェーンブロックに、想像以上の負荷がかかります。

※その他、トロリ等の不意の走行等、種々の危険が予測されます。



- 巻上げは、チェーンが張ったところでいったん止めて安全を確認してください。

※地ぎりの衝撃をやわらげることができチェーンの傷みも少くなります。

- 地球づり(建物構造物に引っかける操作など)は絶対にしないでください。

※無理な力が加わり機器破損の原因になります。

- 巻上げ過ぎ及び巻下げ過ぎはしないでください。

※過巻防止装置はスリップ構造となっております。巻上げ過ぎ・巻下げ過ぎを頻繁におこなうと電気チェーンブロック本体に極端な負荷が掛かります。直ちに押しボタンスイッチから指を放してください。スリップした状態でスイッチを押し続けると、ブレーキ部のライニングが摩耗したり、噛み込みを起こす原因となりますのでしないでください。

- 過巻防止装置は、定期点検の時以外、作動させるよう使い方をしないでください。

※定期点検時の場合であって連続して一気に巻上げ・巻下げを行って過巻上げ・過巻下げを点検することはやめてください。手前で一旦停止をした後に、短い距離で過巻上げ・過巻下げの点検を行ってください。なお、過巻防止装置の調整を必要とするときは当社製品取り扱い店または当社営業所にご連絡ください。

- 荷物や玉掛け用具などでチェーンバケットを突き上げないでください。

※チェーンがあふれ出したり、チェーンバケットを破損する危険があります。

⚠ 注意 (つづき)

- つり荷の反転作業は行わないでください。反転作業には専用の電気チェーンブロックを選定してください。
※異常に大きな衝撃が発生するおそれがあります。
- 電気チェーンブロック本体が何かに当った状態又は、本体を固定した状態で使用しないでください。
- ※本体は必ず、自然につり下がった状態でご使用ください。
- ※チェーンブロック本体は、フックあるいはトロリから自然につり下がった状態で使用されるように設計されており、多角形の荷鎖車（ロードチェーンに駆動力を伝達する部品）の回転に伴って、わずかに振れを起こします。
- ※この自然な振れを阻害しないでください。前記の振れが制限されると、計算外の力が各種部品に加わる事になるため、大変危険です。（図30）
- 卷下げ時、共振によりつり荷が大きく振動する場合があります。その場合は、一旦巻下げを停止し、振動がおさまってから、巻下げを行ってください。
- 使用中及び使用後は、モータ及び本体が非常に高温となっており、火傷の恐れがありますので、十分注意してください。

図30



荷鎖車

2. 荷の移動(横行)

⚠ 注意

- つり荷の真下や進路方向には人が入らないでください。（図31）
※つり荷が人に衝突したりして危険です。
- ※クレーン等安全規則28条29条に制限されています。
- 電気チェーンブロックやトロリをトロリストップや構造物に衝突させないでください。
※つり荷が落下する原因になります。
- ※トロリの横行操作はストップ付近では特に注意し、トロリがストップに当たる前に自然に停止するようにしてください。（図32）
- 押ボタンコードを引っ張らないでください。（図33）
※断線のおそれがあります。
- ギヤードトロリの手鎖をつり荷や、トラックの荷台にひっかけないでください。
※ギヤードトロリの手鎖につり荷や、トラックの荷台のフック等がひっかかり、手鎖が強く引っ張られる事、トロリの変形や落下につながります。
- ※ギヤードトロリの手鎖には、十分な注意を払ってください。（図34）

図31

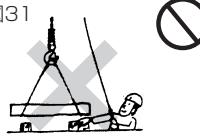


図32

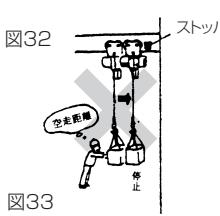


図33

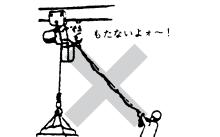


図34



3. 押ボタンスイッチの操作

- 使用する前に必ず押ボタンが円滑に動作することを確認してください。

⚠ 注意

- 押ボタンスイッチの指示方向と逆の動作をする場合は運転しないでください。
※当社にご連絡ください。
- 急逆転操作（プラッギング）をしないでください。
※つり荷がいったん停止してから逆転操作を行ってください。
- ※急逆転操作をしますと、つり荷の荷重の2倍を超える大きな瞬間負荷がチェーンブロックに加わる事があり、本体やロードチェーンの寿命を極端に縮めてしまう事になります。
- また、モータの磁石が劣化し、速度が変化する（速くなる）事があります。
- 押ボタンは、手ごたえのあるところまで確実に押し込み、離す場合は、すぐに離してください。中間で保持する半押し操作はしないでください。
- ※押ボタン内の接点寿命が短くなります。

図35



4. 押ボタンスイッチの種類

β 型電気チェーンブロックの押ボタンスイッチは表7のようになります。

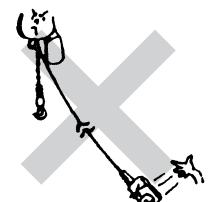
表7 押ボタンスイッチの種類と操作



⚠ 注意

- インチング（寸動）運転は頻繁に行わないでください。
※インチング操作や移動中のつり荷の衝突も、通常の使用時以上の瞬間張力をロードチェーンに発生させます。
- ※インチング操作は、ブレーキや電気部品の接点の消耗、モータの過熱を引き起します。
- 操作後、押ボタンスイッチケースを放す時には、押ボタンスイッチケースを電気チェーンブロックから自然につり下がった位置迄戻してから、放してください。（図36）予知できない破損や誤動作を防ぐ為です。
- 押ボタンの操作電圧は100V・200Vです。
※押ボタンは周りに、ほこり・砂などがたいて積しないように常に清掃してください。
- ※押ボタンのケースが割れたり、部品が脱落したり、異物が付着した場合は、感電したり誤動作を起こす恐れがありますから新品と交換してください。
- 強化プラスチック製の押ボタンスイッチのケースは、高熱にさらされると、変形を起こすことがあります。

図36

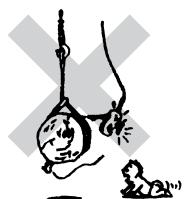


5. 安全な作業のために

⚠ 注意

- 荷をつたまま放置することは絶対にやめてください。
- 運転中は気をそらさないでください。
※操作者以外の人が荷に近づいたりすると大変危険です。
- ※電気チェーンブロックで荷をつたまま、その電気チェーンブロックの運転者が操作位置を離れてはいけません。(クレーン等安全規則第32条)(図37)
- ※荷がつり上げられている場合、操作資格のある者が、絶えずその荷や周囲の安全を、責任を持って監視してください。
- つり荷の上に乗ったり、つり荷の上で作業することは、絶対にやめてください。
※つた荷は不安定で、人の転落や荷が落下する恐れがあります。
- 人の頭上を越えて、絶対に荷を運搬しないでください。
※万一荷が落下したとき危険です。
- 使用しない時は下フックを頭の届かない位置まで上げておいてください。
※下フックが低い位置にあると、うっかり衝突する危険があります。

図37



- ロードチェーンには、粘度00番程度のグリースを付けて使用ください。

図39

ロードチェーンはその全長にわたり、こまめに塗油を行なってください。



3. その他のご注意

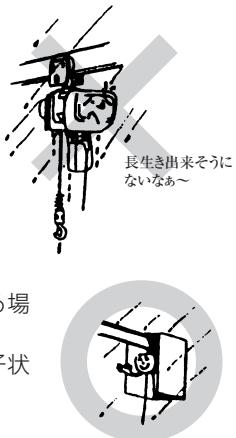
⚠ 危 險

- 操作に必要な教育を受けていない人には、使用させないでください。
- ※不適格な人の運転は非常に危険です。
- 電気チェーンブロックを使用目的に応じて、改造することは絶対にしないでください。

⚠ 注意

- 電気チェーンブロックに雨や水のかかる使い方はしないでください。
- ※極端なさびの発生や、絶縁低下を招きます。
- ※機械寿命を延ばす為に、露天設置の物には、本体が完全にカバーされる待避場所をもうけてください。
- ※待避場所では、チェーンバケット内にも雨水が入らない様にしてください。
- 日常点検や定期自主検査を必ず実施してください。
- ロードチェーンに次の異常がある場合は運転をしないでください。
①チェーンにねじれ、もつれ、団子状になっている場合。
②チェーンに亀裂、伸びがある場合。
③チェーンの摩耗が大きい場合。
④チェーンのかみ合いに異常がある場合。
⑤チェーンに油がついていない場合。
※チェーンの損傷により、つり荷が落下する恐れがあります。
- 電気チェーンブロックで、宙づりした荷を電気溶接しないでください。
- ※チェーンに電気が流れ、チェーンや電気チェーンブロック本体を損傷します。
- クレーン、簡易リフト、または船舶、鉱山坑内、石油化學工場などで使用する場合は関係法令を遵守してください。

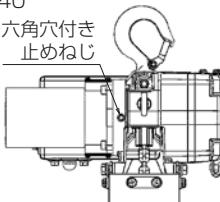
図38



⚠ 注意

- 図40の六角穴止めねじは、工場出荷時に調整していますので、締めたり、緩めたりしないでください。モータの過熱や、ブレーキ滑りの恐れがあります。

図40



保 寶・点 査

保守全般について

電気チェーンブロックが安全に使用される為には、電気チェーンブロック自体に異常が無い事はもとより、その際、より力が加わる電気チェーンブロック以外の各部分も、良好な状態で保たれていることが必要です。

以後本章では、電気チェーンブロック自体の点検、整備の事を、「電気チェーンブロックの点検整備」電気チェーンブロック以外の力の加わる各部の点検整備の事を、「支持構造物の点検整備」またクレーンに関する法律の事を「クレーン等安全規則」と呼びます。

「クレーン等安全規則」では、「定期自主検査等」の項目が設けられており、「クレーン等安全規則」適用範囲のクレーンなどは、定期的な自主検査、補修、ならびにその記録保存が義務づけられています。

しかし、「クレーン等安全規則」に規定されている各項目は、電気チェーンブロックの点検、支持構造物の点検共、特に重要な点のみを抜粋したものであり、実際上、それだけで十分とは言えません。

又、「クレーン等安全規則」が適用されないご使用方法の電気チェーンブロックにつきましても、点検は絶対に必要であり、かつ定期的に実施する事が肝要です。

「クレーン等安全規則」が適用される、されないにかかわらず、必ず定期的に点検を実施してください。

支持構造物の点検になりますと、電気チェーンブロックの設置形式、ご使用状況等により、必要項目が大きく異なってきます。「クレーン等安全規則」適用範囲であれば、個別のクレーンなどについては、「クレーン等安全規則」に規定された事項を最低限とし、安全確保の為に必要な項目を付加して頂き、検査項目ならびにふさわしい点検周期を定め、適格な定期検査要領を確立していただく必要があります。

その検査要領に従い、電気チェーンブロックの点検項目も含めた、保存用定期自主検査記録表を作成し、適格な定期点検・検査を実施され、記録を保存してください。

「クレーン等安全規則」適用範囲外の方も、安全確保の為必要な点検・検査項目と、点検・検査実施時期が明確となる点検・検査表を作成し、点検・検査が定期的に行われるようにしてください。

定期自主検査記録表(個別必要項目を追加して頂く必要があります)の例が、収録されていますので、ご利用ください。

なお、クレーンにつきましても、「クレーン等安全規則」に規定された点検項目は●日常点検 ●月例の自主検査 ●年次の自主検査を行ってください。

又、日本クレーン協会による「ホイスト式天井クレーン点検基準」等、公的機関による点検要領の指針が発表されています。これらをご参照の上、適格な定期自主点検・検査を実施ください。

日常点検

- 日常、使用前には必ず次の始業点検を行ってください。
- 異常がある時は使用をやめ「故障の原因とその処置」(P16)に従い必ず正しい処置を行ってからご使用ください。
 - 処置が出来ない時は当社製品取り扱い店または当社営業所までご連絡ください。
 - ※異常のままでのご使用は、事故につながり大変危険ですのでしないでください。

1. 運転を行う前の確認

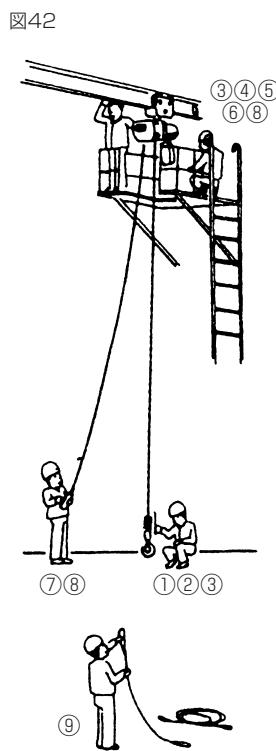
※運転を行う前に次のことを確認してください。

1. 目視で次の点検を行ってください。

点検箇所	点検項目	△危険 点検基準 (下記の基準になったものは交換するか廃棄処分すること)
①チェーン	1)ピッチの伸び	異常な伸びが見られないこと。
	2)摩耗	極端に線径が摩耗していないこと。
	3)変形	変形がないこと。
	4)きず、その他有害な欠陥	亀裂、その他有害な欠陥がないこと。
	5)腐食	著しいさびが発生していないこと。
②フック	1)フックの開き	著しい変形がないこと。
	2)変形	曲がり、ねじれがないこと。
	3)きず、その他有害な欠陥	亀裂、その他有害な欠陥がないこと。
	4)動作	下フックは円滑に回転すること。
③本体	1)各部のボルト、ナット、ねじなど	外部から見える箇所のボルト、ナット、ねじ、などの脱落の有無とくるみのないこと。
	2)給油、グリースアップ	所定の箇所への補油、塗油、および給油の有無。
④トロリ	1)各部のボルト、ナット、ねじ、割ピンなど	外部から見える箇所のボルト、ナット、ねじ、割ピンなどの脱落の有無とくるみのないこと。
	2)給油、グリースアップ	所定の箇所への補油、塗油、および給油の有無。
⑤押ボタンスイッチ、コード	1)外観	変形、破損、ねじのゆるみなどがないこと。 表示が明確であること。
	2)スイッチ操作	正しくスイッチが作動すること。 インターロックが正しく作動すること。
⑥玉掛け用具	1)摩耗、変形など	異常がないこと。

2. 空荷運転による確認

- ①下フックがスムーズに回転するか。
又、外れ止めは完全に機能するか。
- ②負荷側バッファにヘタリや変形がないか。
- ③ロードチェーンの全長にわたり、油切れしていないか。また、ねじれていなか。
- ④無負荷側バッファにヘタリや変形はないか。
- ⑤チェーンバケット内にゴミや水がたまっていないか。チェーンバケットの取付状況は良好か。
- ⑥トロリやクレーンサドル等の車輪の走る軌道上に異物が乗っていないか。
- ⑦電気チェーンブロックの押ボタンスイッチを操作した時、押ボタンスイッチの表示通りの方向に動作するか。上、下限の過巻防止装置は、正常に作動するか。(空荷で実際に数回作動させてみる)
- ⑧押ボタンスイッチを放したとき、直ちに停止すること。また、異常な音や、においがないか。このときチェーンの巻き取りが異常に多く行われていることも確認してください。
- ⑨当日使用する玉掛け用具に、欠陥がないか全てを確認してください。



3. 定格荷重運転による確認

定格荷重をついた状態で、荷を巻き下げ途中で停止させたとき、スイッチを切ってから荷が停止するまでに動く距離を確認してください。

- 停止までの距離は、1リンク以内が正常です。

定期自主検査について

電気チェーンブロックを安全に、また十分機能を發揮して使用していただくため、必ず定期的な自主検査を行ってください。

- 自主検査により、部品交換や調整作業などを行った場合は「設置後の確認と試運転」(8ページ)の項目をご確認のうえ、ご使用ください。

「クレーン等安全規則」では、次の使用条件では、自主検査の定期的実施と、記録の3年間の保管が義務付けられています。

※β型は適用外ですが、自主検査実施と記録の保管をおすすめします。

- 検査は、電気チェーンブロックの電源を確実に切り、周囲の安全を確かめたうえで行ってください。

※必ず「検査中」の表示を行ってから検査してください。

- 検査用に専用の点検台を作ることをお勧めします。

- クレーンに該当しない場合も同様な検査を行ってください。

1. 月例の自主検査

- 毎月1回以上は自主検査を行ってください。
- もし異常な箇所が発見された場合は、適正な処置を行ってください。

月例自主検査に於ける重点検査項目は、クレーン等安全規則(第35条)では下記のように定めています。

①電気チェーンブロックの重要な機能が全て正常に作動するか。

②重要部品が限界以上に劣化していないか。

③全体の給電状態が良好に保たれているか。又、支持構造物・電気チェーンブロックの各締付けボルト・ナットにゆるみがないかも重要なチェック項目です。

電気チェーンブロックの点検及び給電状態の確認については、月例検査表に記載の全項目を実施ください。支持構造物の点検につきましては個別のクレーンにつき、必要項目を検討の上、実施ください。

検査方法とその適正な処置については、「保守と検査の方法」(P13)を参照ください。

2. 年次の自主検査

検査で異常な箇所が発見された場合は、適正な処置を行ってください。

年次自主検査に於ける重点検査項目は、クレーン等安全規則(第34条)に定めています。

定格荷重をつり、クレーンを試運転し、電気チェーンブロックのあらゆる動作、ならびに支持構造物各部に異常のない事を確認します。

取扱説明書の年次検査表(クレーンの形状によっては、不要項目が記載されていたり、必要項目が欠落している場合がありますのでご了承ください。)をご参考に適格な検査要領を独自で作成し、それに基づき検査、整備を実施ください。検査方法とその処置は「保守と検査の方法」(P13)を参照ください。

月例検査は1ヶ月以内ごとに1度、年次検査は1年内ごとに1度実施ください。

年次検査を行う月であっても、月例検査を省略することはできません。

分解・検査は当社製品取り扱い店または当社営業所までご用命ください。

3. 部品の使用限界

危険

- 使用限界を超えた部品・電気チェーンブロックは使用しないでください。
月例、年次の自主検査やその他の点検で、使用限界の基準を超えた消耗部品が発見された場合は、必ず交換を行ってください。
- ※ 使用限界の基準を超えた部品を使用することは非常に危険です。
- 使用限界の検査方法は「保守と検査の方法」および点検基準・使用基準(P13~19)に示してあります。

保守と検査の方法

危険

- 保守と検査・修理を実施する前に必ず電源を遮断してください。
- 保守と検査・修理は専門知識のある人が行ってください。又は当社にご依頼ください。
- 保守と検査・修理をするときは、必ず空荷(つり荷がない)状態で行ってください。
- 保守と検査で異常箇所があるときは、使用しないでください。

1. 検査を行う前に

- 電気チェーンブロックを安全に、また十分に機能を発揮してご利用いただくため、必ず正しい検査方法で行ってください。
- 検査は、必ず電気チェーンブロックの電源を切り、周囲の安全を確かめたらうえ行ってください。
 - 分解を行う場合は、必ず電気チェーンブロックを地上に降ろしてから行ってください。
 - 交換する部品は、当社の指定部品以外は絶対に使用しないでください。

2. フックの検査と使用限界

上フック部

- 外れ止めは異常がなく、正常に機能するか。
- フックその他に、目視で確認できる大きなキズや変形はないか。
- 取付けボルト・ナット類のゆるみや脱落がないか。

フックブロック部

- 外れ止めは異常がなく、正常に機能するか。
- フックが軽く円滑に回転するか。
- フックその他に、目視で確認できる大きなキズや変形はないか。
- ボルト・ナット類のゆるみ、脱落がないか。
- 异物が多量にこびりついていないか。

フックの口の開きの測定

フックの口は、定格荷重をはるかにオーバーする荷重がかけられたり、先端部に大きな荷重がかかったりすると開いてきます。このように口を開いたフックは、本来必要とされる強度・衝撃吸収力を失っていますので、新品と交換してください。購入時に図43のA・B寸法を測定し表8へ実測値を記入して下さい。参考基準値を元に限界寸法を決めることができます。鑛造品のため多少の寸法誤差が出ることをご了承下さい。図43のA・B寸法が表6の限界値以上になっている場合には新品と取り替えてください。口を開いたフックを加熱補修して使用する事は大変危険です。必ず廃棄して新品とお取替えください。

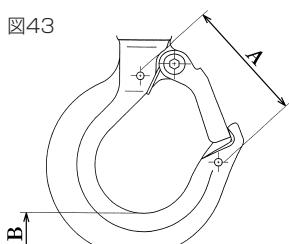
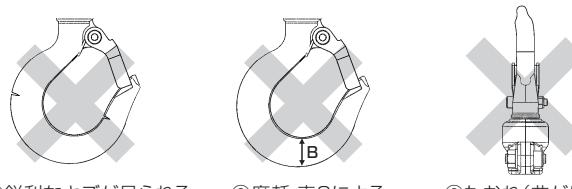


表8 フックの取替え基準

定格荷重	フック	部位	参考基準値	購入時の実測値	限界寸法
125-250kg	上・下	A寸法	40.5mm	mm	購入時の実測値を超えた変形がないこと
		B寸法	14mm	mm	購入時の実測値の5%以上の摩耗がないこと

フックのキズ・摩耗・たおれ

図44 ①～③に示す状況になったフックも交換してください。



①鋭利なキズが見られる

②摩耗・表8による

③たおれ(曲がり)が
目視でわかる

下フックについて

図45

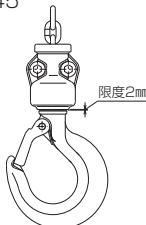
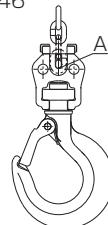


図46



フックの回転動作が円滑でない場合や、図45に示すすき間が2mm以上になっている時には、下フックブロックを交換してください。

図46で矢印Aの部分に、目視でわかる程の変形が生じている場合は、新しい部品と交換してください。

3. チェーンの検査と使用限界

- 全長にわたり、油切れしていないか。
- 著しいキズがないか。
- くくられたり、ねじれたりしていないか。

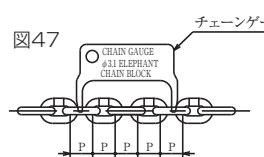


図47 チェーンゲージ



図48 チェーンゲージ

チェーンゲージによるピッチの伸び測定

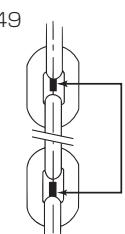
ロードチェーンは、一部だけでなく、全長にわたり慎重に検査を行ってください。50cmおさくらにチェーンゲージをさし込んでみて（図49参照）ピッチの伸び具合を確認する。

ピッチの伸びが使用限度以内の場合は、図47のように、チェーンゲージのさし込み部がロードチェーンと当たり通過しません。

ピッチが使用限度以上に伸びますと、図48のように、チェーンゲージが通過するようになります。

限度ぎりぎりの部分がありましたら、その近辺では測定間隔をつめ、1ヶ所でもチェーンゲージの通過する所がないか、確認してください。

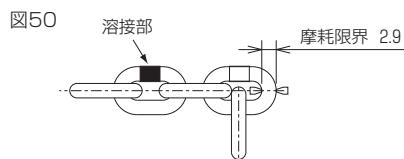
1ヶ所でもチェーンゲージの通過する所がありましたら、新品のロードチェーンと交換してください。



正しいチェーンゲージの位置（斜線部）
中心線（破線）をそろえて、さし込む

ノギスによる線径減少の測定

摩耗や錆、薬品の影響等により、線径が図50の摩耗限界まで減少したロードチェーンは危険ですから、新品と交換してください。



その他、ロードチェーンの目視検査

ロードチェーンにキズや曲がりが発見されたり、異物が溶着したりした時には、新品のロードチェーンに交換してください。最も不利な測定でも、図50の摩耗限界まで減少しているものは廃棄してください。
その他、目視ではっきりわかる形状変化や熱影響を受けた形跡がありましたら、新品に取り替えてください。

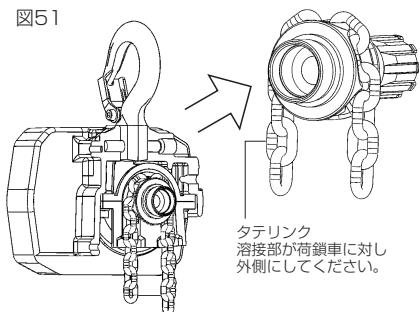
表9 正規の線径・ピッチ(単位mm)

定格・荷車	呼び径	正規線径	正規ピッチ
125kg・200kg	3	3.1	9.3

ロードチェーンの取替え時注意事項

- チェーンの交換は、基本的にお客様ご自身でしないでください。当社製品取り扱い店または当社営業所にご依頼ください。
- ロードチェーンの取替えの際は、次の事に注意してください。
- タテリンクの溶接部(P13図50)は、荷鎖車に対し必ず外側にする。(図51)
- チェーンは丸ごと交換し、一部だけを交換してつなぐことは絶対にしないでください。

図51



4. バッファの検査と使用限界(負荷側・無負荷側とも)

- ウレタンバッファのヘタリ・亀裂が発生していないこと。
- ウレタンバッファ用平座金が外れていないこと。

5. チェーンバケット部の検査と使用限界

次の状態が確認された場合は、そのまま使用せずに交換してください。

- チェーンバケットが傷んでいる場合。
- ※ロードチェーンが落下する危険があります。
- チェーンバケットをつっている部品類が正常に付いていない場合。
- チェーンバケット内にゴミや水がたまっている場合。

6. チェーンストップの検査

次の状態を確認してください。もし不良の場合は、そのまま使用せずに交換してください。

図52



チェーンストップの六角穴付ボルトがゆるんでいないか、毎月点検してください。無負荷側のチェーンストップは、ロードチェーンの無負荷側端末から数えて3個めのリンクについてていなければなりません。(図52)

7. 押ボタンスイッチの検査

次の状態を確認してください。もし不良の場合は、そのまま使用せずに交換してください。

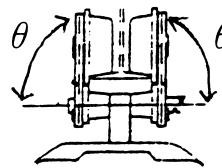
- ケースに割れ・ヒビなどが発生している場合。
- 押ボタンが円滑に動かない場合。(押し込んだボタンを放した時の戻りが円滑でない場合)
- ※カバーを外してみて、ねじのゆるみやリード線に異常がある場合。
- 异物が多量にこびりついている場合。

8. トロリの検査と使用限界

次の状態を確認してください。もし不良の場合は、そのまま使用せずに交換してください。

サイドプレートの曲がり

図53

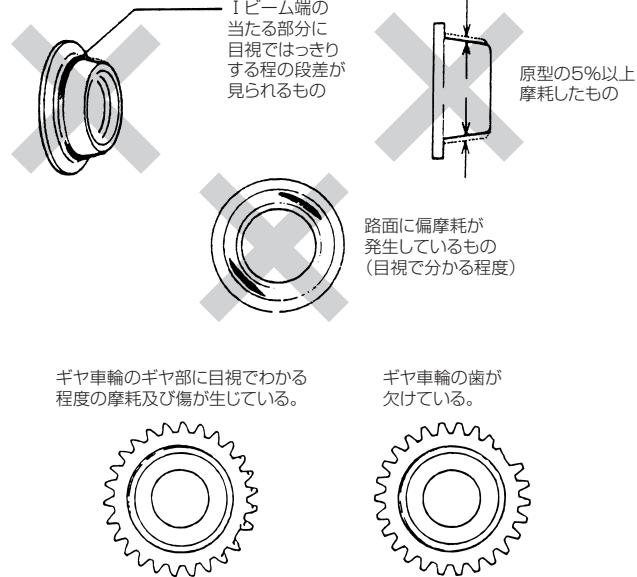


- 2枚のサイドプレートに変形がないこと。
- 図のθが直角であること。
- 横行時、油切れによる異音が発生するようでしたら、注油してください。
- ボルト・ナット類の脱落、ゆるみがないこと。
- 車輪にギヤの切られているものはギヤ部分にゴミがたまっていないこと。

トロリ車輪の摩耗

次の様なトロリ車輪は交換してください。

図54



ギヤ車輪のギヤ部に目視でわかる程度の摩耗及び傷が生じている。

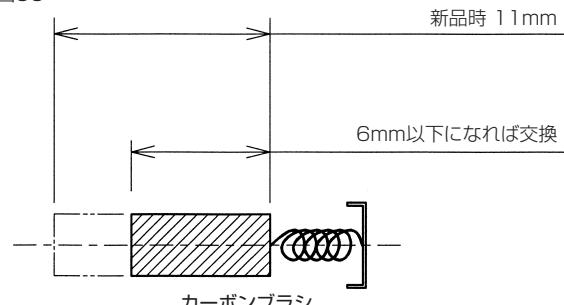
ギヤ車輪の歯が欠けている。

9. モータのカーボンブラシの検査と使用限界

安全のためモータのカーボンブラシを検査する場合は必ず次の作業を励行してください。

- ①無負荷(下フックに荷重がかからない状態)にする。
- ②下限側の過巻防止装置が働く約10cm手前迄巻下げをする。
- ③電源を切る。

図55



⚠ 注意

- モータについているカーボンブラシが著しく摩耗し、モータの回転が変動したり、異音を発するようになつた時は、カーボンブラシを交換してください。
- ※モータには新品時長さに11mmのブラシを使用しております。定期点検の際には6mm以下に摩耗していれば交換してください。
摩耗量が多くなるとモータが損傷したり故障の原因となります。
- カーボンブラシを新品に交換してもモータブラシ部が荒れている為、寿命は初期より短くなります。極端に短くなつた場合はモータ全てを交換してください。



10. ネームプレート・タグの検査

- ネームプレート・警告ラベル・タグは、はずさないでください。
- ネームプレート・タグの表示は容易に読み取れますか。汚れは放置しておらず、いつもきれいにしておいてください。
- 次の3項目は部品ご発注の際に重要です。控えておいてくださいり、部品ご発注の際には分解図の部品名称・部品番号(又はアッセンブリ番号)と共に必ずお知らせください。

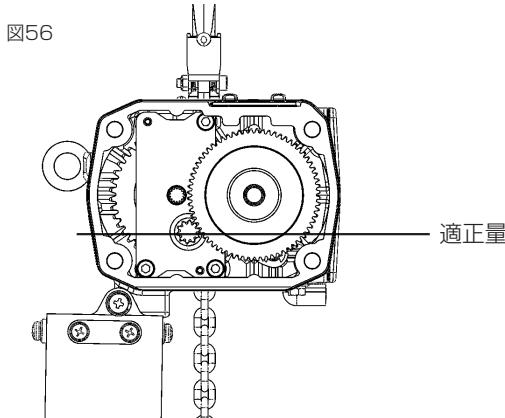
- 型式
- 定格荷重
- 製造番号(シリアル・ナンバー/SERIAL No.)

11. ギヤオイルの交換

(1)オイル交換 (図56参照)

オイル交換の際はチェーンブロック本体を外し、ギヤケース上部のオイル交換用オイルふたを外した状態のまま本体を逆さにしてオイルを抜きます。次に電気チェーンブロック本体を吊り具に掛けて、ギヤケースを水平に保ち新しいオイルを適正量（表10の基準量）だけ入れてください。

チェーンブロックを使用し始めてからはじむまでの間はオイルに汚れが出ます。新しい電気チェーンブロックは最初の6ヶ月目にオイルを全量交換してください。それ以後は1年毎に交換してください。



(2)指定オイル

象印純正オイル

昭和シェル

シェルトナ S3M68

(3)オイル給油箇所一覧表

表10 オイル給油箇所

給油箇所	ギャケース	ロードチェーン
潤滑油性の種類	摺動面潤滑油	グリース
注油方式	オイルバス	はけ塗布
油の名称	シェル シェルトナ S3M68	協同油脂 ユニループDL No.00又はNo.0
基準量	125-200kg : 0.15ℓ	適量
油入替期間	(初期6ヵ月) 1年	作業前点検時
入替油量	125-200kg : 0.15ℓ	適量

※象印純正オイルをご使用ください。

12. 機体内部の配線と各部の締めつけ

機内配線に外傷や端子・コネクターがゆがんでいないかを調べます。

また、各部の締めつけボルトがゆるんでいないかを調べます。

※ゆるんでいる場合は、締めつけてください。

13. 全体の作動の検査と使用限界

各部の検査が終わりましたら、「設置後の確認と試運転」の項(8ページ)の試運転を行ってください。

- 押ボタンの指示通りの方向に動くか。
- 押ボタンを放して、フックが止まるまでの距離を確認する。
- 上・下限の過巻防止装置の機能が正常であるか。
- 上下の動作時に、通常と異なる異音が発生しないか。

故障の原因とその処置

一般的な電気チェーンブロックの故障原因について下記表にまとめました。
本表以外の故障が生じた場合は、当社製品取り扱い店または当社営業所にご連絡ください。

表11

故 障 診 断 表

異常または故障	主な原因	処置	備考
1.モータが動かない	• 分電盤のスイッチが入っていない。ヒューズ切れ、ブレーカ遮断。	分電盤を確認し、通電処置をする。	
	• 電気品(整流器・セメント抵抗)損傷、押ボタン・機内配線コード、ケーブルが断線している。	導通を確認し、断線部を修理する。損傷部品は交換する。	
	• 電源の誤り。	銘板どおりの正しい電源にする。	
	• はなはだしい電圧降下。	所定の給電電圧を確保する。 適正な電源線を使用する。	電源コードが細すぎると始動時に急に降下することがあります。
	• 極端なオーバーロードになっている。	定格以下の荷重にする。	
	• 整流器が破損している。	整流器を交換する。	
	• モータのカーボンブラシの摩耗。	カーボンブラシを交換する。	
2.押ボタンの指示と異なる動作をする。	• 押ボタン・整流器など機内配線の誤り。	接続図により正しく接続する。	
	• モータの接続が間違っている。	モータ端子を入れ替える。	
3.巻き上がらない。	• 極端なオーバーロードになっている。	定格以下の荷重にする。	
	• 押ボタン、整流器、機内配線のゆるみ。	導通を確認し、損傷部品は交換する。接続を確実にする。	
4.巻き下がらない。	• 押ボタン、整流器、機内配線のゆるみ。	導通を確認し、損傷部品は交換する。接続を確実にする。	
5.ブレーキが動作しない。	• 電源電圧が過度に低下している。	所定の電圧を確保する。	
	• 押ボタンの接点が損傷している。	押ボタンを交換する。	
	• 整流器が焼損している。	整流器を交換する。	
	• セメント抵抗が破損している。	セメント抵抗を交換する。	
6.巻き上げ・巻き下げ停止時の惰走が大きい。	• モータ用ブレーキライニングが摩耗している。	モータブレーキを調整する。	
7.速度が遅い	• オーバーロードになっている。	定格以下の荷重にする。	
	• 電源電圧が低下している。	所定の電圧を確保する。	
		電源コードが細すぎる。	
8.モータが異常に過熱する。	• オーバーロードになっている。	定格以下の荷重にする。	
	• 電源電圧が低下している。	所定の電圧を確保する。	
		電源コードが細すぎる。	
	• 外気温が極端に高い。	ふく射熱などを防ぎ、周囲温度を40℃以下にする。	
	• 反復定格短時間定格を超えた運転をしている。	定格以下の運転にする。	
9.騒音が通常より大きい。	• 歯車が過度に摩耗している。	部品を交換する。	
	• チェーン、ロードシープ、チェーンガイドが過度に摩耗している。	部品を交換する。	
	• 潤滑油が不足している。	機種編により規定の量に入れ替える。	
10.チェーンの摩耗が他の電気チェーンブロックより早い。	• 潤滑油がないか不足している。	機種編により規定の量に入れ替える。	
	• チェーン、ロードシープ、チェーンガイドが過度に摩耗している。	新品と交換する。	
	• オーバーロードになっている。	定格以下の荷重にする。	
11.チェーンがロードシープにかみ合わない。	• 適合なチェーンが異なっている。	正規のチェーンに交換する。	
	• チェーン、ロードシープ、チェーンガイドが過度に摩耗している。	新品と交換する。	チェーンが摩耗して新品と交換する場合はロードシープやチェーンガイドの摩耗状態も確認してください。
12.電気チェーンブロックに触れるとショックを受ける。	• アースが不備。	アース線を確実にアースに接続する。	
	• 押ボタンなど電気部品に絶縁不良が発生している。	異常箇所を修理・交換する。	

電気チェーンブロックの使用基準、点検基準 (JISB8815参考)

下記の使用基準、点検基準は電気チェーンブロック(JISB8815)とクレーン等安全規則を参考にして作成したものです。使用の際にはこれを必ず守って下さい。

表12



危険 (1. 使用基準)

電気チェーンブロックを使用する際、次の事項に注意しなければならない。

- (1) 使用する電気チェーンブロックの種類、等級、揚程などが、使用条件に合ったものであることを確認すること。
(2) 電気チェーンブロックは、定格電圧及び定格周波数以外で使用しないこと。発電機を直接電源に使用する場合は、当社と打合わせすること。
(3) 電気チェーンブロックは、感電防止のため、完全に接地して使用すること。
(4) 使用前に日常点検を、また、定められた期間ごとに定期点検を行うこと。
(5) 電気チェーンブロックは、使用者が無断で改造を行ってはならない。改造の必要があるときは、当社が行うこと。
(6) 電気チェーンブロックは、十分な強度のあるはりなどにつること。また、トロリ方式のものは、十分な強度及び精度がある横行レール(例えば、H形鋼、I形鋼など)につるして使用すること。
(7) 使用前ロードチェーンに、ねじれやリンクがないかを点検し、これらを正しく修正してから使用すること。
(8) ロードチェーンは、潤滑油を塗布して使用すること。
(9) 電気チェーンブロックを低温度、高温度、腐食雰囲気など特殊状態で使用する場合には、当社と打合わせすること。
(10) 齒車、軸受、その他摩耗のおそれがある箇所には、適時潤滑剤を塗布して使用すること。
(11) 屋外で使用する場合には、雨水の影響を避けるために、防雨用の覆いを設けること。



- (12) 電気チェーンブロックは、当社が定めた以外のロードチェーンを使用してはならない。
(13) 電気チェーンブロックは、定格荷重以上の荷を吊ってはいけない。また、衝撃力が作用するような使用はしないこと。
(14) 卷上げから巻下げへの逆転などの操作では、いったん停止させてから行い、ラッギング(急激な逆転操作)をしてはならない。
(15) 過巻防止装置を頻繁に使用するような作業はしないこと。
(16) 斜め引きはしないこと。
(17) 著しく荷振れをさせて使用しないこと。
(18) 押ボタンコードを引っ張り、横引き(横行)をしてはならない。
(19) 電気チェーンブロックを落下させないこと。
(20) 電気チェーンブロックで宙づりした荷を電気溶接してはならない。
(21) 著しいインチングはしないこと。
(22) ロードチェーンに急激な負荷が作用するような操作はしてはならない。
(23) ロードチェーンを荷に巻き付けて使用しないこと。
(24) フックの先端に負荷して使用しないこと。
(25) 地球づりをしてはならない。
(26) 電気チェーンブロックは長時間荷をつり上げたまま放置しないこと。
(27) 電気チェーンブロックでつり上げた荷の下に手・足・人が入ってはいけない。



注意 (1. 点検基準)

電気チェーンブロックを使用する際、次の事項に注意しなければならない。



- (1) 電気チェーンブロックの電源ケーブルは電圧を降下させないために、太目の電源ケーブルを使用すること。
(2) 長期にわたり使用しないときは、電源を遮断し、かつ、適切なさび止め処理を行い雨水・潮風の影響をうけない所に保管すること。
(3) 電気チェーンブロックを、クレーン、簡易リフト又は船舶、鉱山坑内、石油化学工場などで使用する場合には、関連法令に十分に留意すること。又、当社と打合わせすること。

2. 点検基準は、次による。

- (1) 電気チェーンブロックは、日常点検(*1)及び定期点検(*2)を行って使用すること。
(2) 日常点検・定期点検における点検項目、点検方法及び点検基準は表13(*3)による、ただし、使用頻度の多い場合又は特殊な場合には、この点検項目以外についても点検すること。
(3) 修理または部品交換は、本機の機能を把握した熟練者が行うか、当社営業所に修理・交換等の依頼を申し出てください。
(4) 電気チェーンブロックを修理した場合には、修理後、表13(*3)の定期点検項目について点検し、正常な状態で作動することを確認すること。
(5) 電気チェーンブロックは、総運転時間に達したものを使用してはならない。
注(*1) 使用前の点検をいう。
(*2) 定期的に行う点検で、使用頻度によって異なるが、1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月又は1年ごとに行う。また定期点検を当社で行うことも出来ますのでご連絡下さい。
(*3) 表13(*3)で○印の項目について点検を行う。

備考 総運転時間に達して、まだ、使用可能な状態にあるものは、当社と協議して使用してもよい。

表13 点検基準

点検の種類		点検項目	点検方法	⚠ 危険 点検基準 (下記の基準になったものは交換するか廃棄処分すること)
日常点検	定期点検			
○	○	表示(銘板・ラベル)	目視	表示(銘板・ラベル)の有無と、読めないものは取り替え

ロードチェーン

	○	種類	目視	ロードチェーンの種類の確認
○	○	ピッチの伸び	日常点検では目視、定期点検では測定	ピッチが3%以上伸びているものは、使用しないこと(使用前に基準寸法表を作成しておくこと)
○	○	摩耗	日常点検では目視、定期点検では測定	線径の摩耗が5%以上のものは使用しないこと。
○	○	変形	目視	変形がないこと。
○	○	きず、その他有害な欠陥	目視	き裂、その他有害な欠陥がないこと。
○	○	腐食	目視	著しいさびが発生していないこと。

フック

○	○	フックの開き	日常点検では目視、定期点検では測定	基準寸法と比較し、変形がないこと(使用前に初期寸法を測定し、寸法表を作成しておく。)
○	○	変形	目視	曲がり及びねじれがないこと。
○	○	外れ止め	目視	著しい摩耗、変形がなく、正しく作動すること。
○	○	シャンク部の変形	日常点検では目視、定期点検では測定	フック金具とシャンク部に著しいすきまがないこと。
○	○	スイベル	目視	円滑に水平に360度回転すること。
○	○	摩耗、腐食	目視	著しい摩耗及び腐食がないこと。
○	○	きず、その他有害な欠陥	目視(*4)	き裂、その他有害な欠陥がないこと。

本体

○	○	外観	目視	変形及び著しい腐食がないこと。
○	○	ギヤケース	目視	著しい変形及び腐食がないこと。
○	○	各部のナット、リベット、割ピン、スナップリングなど	目視	日常点検では外部から見える箇所のナット、リベット、割ピンなどの脱落の有無と、ナット、リベット、スナップリングの緩みがないこと。 定期点検では、外部及び内部の上記部品の異常の有無。
	○	歯車	分解して目視又は測定	著しい異音及び摩耗がないこと。破損がないこと。
	○	ロードシーブ	分解して目視又は測定	著しい摩耗、変形、きず及び破損がないこと。
	○	チェーンガイド	目視又は測定	著しい摩耗、変形及び破損がないこと。
	○	リミットレバー	目視	著しい摩耗、変形及び破損がなく、円滑に作動すること。
	○	軸受	目視又は測定	摩耗、きず、破損など有害な欠陥がないこと。
○	○	給油、グリースアップ	目視及び測定	所定の箇所への補油、塗油及び給油の有無。 (ギヤケースの油の汚れがあるものは交換すること)

ブレーキなど

	○	ブレーキライニング、ブレーキディスク、ブレーキシュー	目視及び測定	著しく摩耗したり、局部的に摩耗していないこと。きず及び破損がないこと。
	○	ブレーキねじ(メカニカルブレーキ装置)	目視又は測定	著しい摩耗、変形、きず及び破損がないこと。
	○	つめ及びつめ車(メカニカルブレーキ装置)	目視又は測定	著しい摩耗、変形、きず及び破損がないこと。
	○	ブレーキばね(電磁ブレーキ装置)	目視又は測定	著しい摩耗、変形、きず及び破損がないこと。
	○	オイルシート、防水シール	目視	著しい変形及び破損がないこと。
	○	チェーンパケット	目視	本体に確実に装着され、著しい摩耗、変形及び破損がないこと。

電動機など

点検の種類		点検項目	点検方法	⚠️ 危険 点検基準
日常点検	定期点検			(下記の基準になったものは交換するか廃棄処分すること)
○	○	電動機(単相)	目視及び測定	過熱しておらず、絶縁は良好であること。 (カーボンブラシ及び整流子は著しい摩耗がないこと。)
○	○	電装品(整流器、セメント抵抗)	目視及び操作	過熱しておらず、絶縁は良好で操作が円滑であること。 配線は確実であること。電装品(整流器、セメント抵抗)に異常がないこと。

横行装置(走行も含む。)

	○	横行装置	目視及び測定	本体との結合、歯車、車輪、手鎖などに異常がないこと。
○	○	横行装置各部のナット、リベット、割ピン、スナップリングなど	目視	日常点検では外部から見える箇所のナット、リベット、割ピンなどの脱落がなく、ナット、リベット及びスナップリングの緩みがないこと。 定期点検では、外部及び内部の上記部品の異常の有無。
○	○	給油、グリースアップ	目視及び測定	所定の箇所への補油、塗油及び給油の有無。

押ボタンスイッチ、コード

○	○	外観(表示・ラベル)	目視	変形、破損、ねじの緩みなどがないこと。表示が明確であること。 また読めないものは取り替え。
○	○	スイッチ操作	操作	正しくスイッチが作動すること。 インターロックが正しく作動すること。

電源接続

	○	接地	測定	アース線を完全に接地していること。
--	---	----	----	-------------------

機能・性能

○	○	巻上げ巻下げ機能	無負荷で巻上げ、巻下げを行う (定格電圧、定格周波数による。)	巻上げ及び巻下げロードチェーンが円滑に巻き取られること。 メカニカルブレーキ装置は、巻上げでつめの音がすること。 巻下げで、ブレーキに異常がないこと。
	○	始動	目視	定格電圧の90%電圧で円滑に巻上げ、巻下げすること。
	○	速度	目視及び測定	定格荷重で巻上速度が表示値内にあること。
○	○	ブレーキ	日常点検では目視、定期点検では測定	ブレーキが確実に作動していること。また電動機の電流を遮断し、荷の落下距離は1分間ににおける巻上距離の1%以下であること。
○	○	過巻防止(フリクションクラッチ)	無負荷で操作を行い、過巻き、過戻しを行う。	過巻防止装置が確実に作動すること。(フリクションクラッチが作動して電動機が空転しているかを確認する。)

負荷

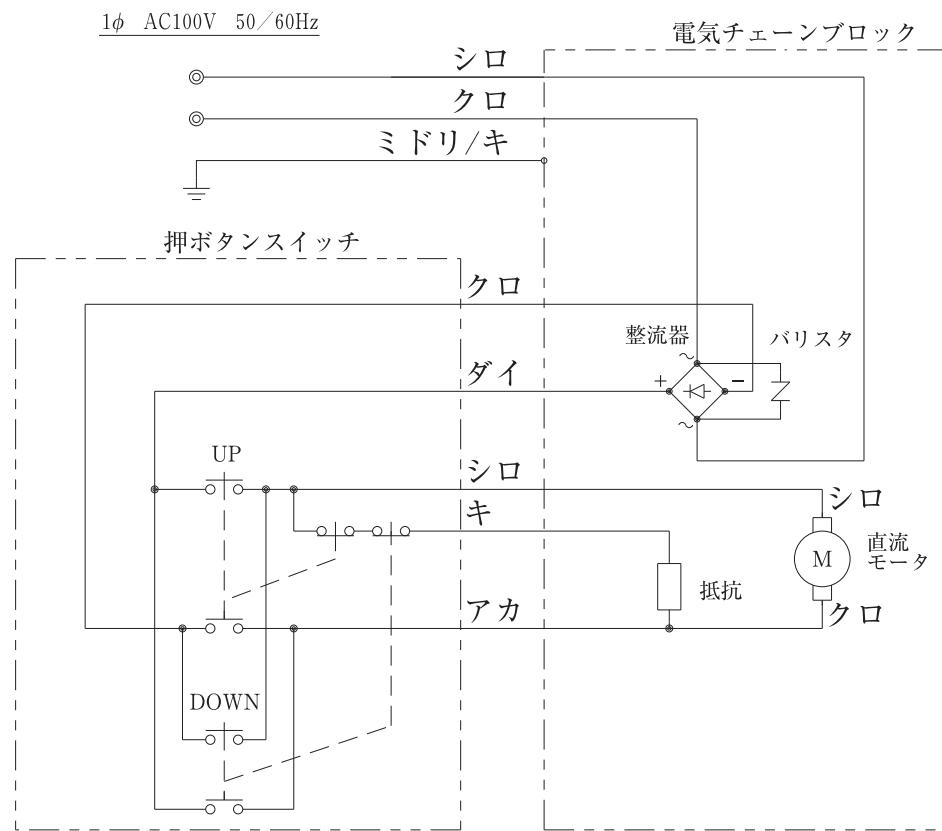
	○	負荷	定格荷重で巻上げ、巻下げを行なう。	定格荷重、定格電圧、定格周波数で操作し、各部に異常がないこと。
	○	ロードリミッタ	過負荷で巻上げを行う。	所定の負荷でロードリミッタが作動すること。
	○	その他	目視又は測定	その他使用上有害な欠陥がないこと。

注(※4)定期点検では、必要に応じてJIS Z 2320-1-3に規定する磁粉探傷試験又はJIS Z 2343-1-4に規定する浸透探傷を行う。

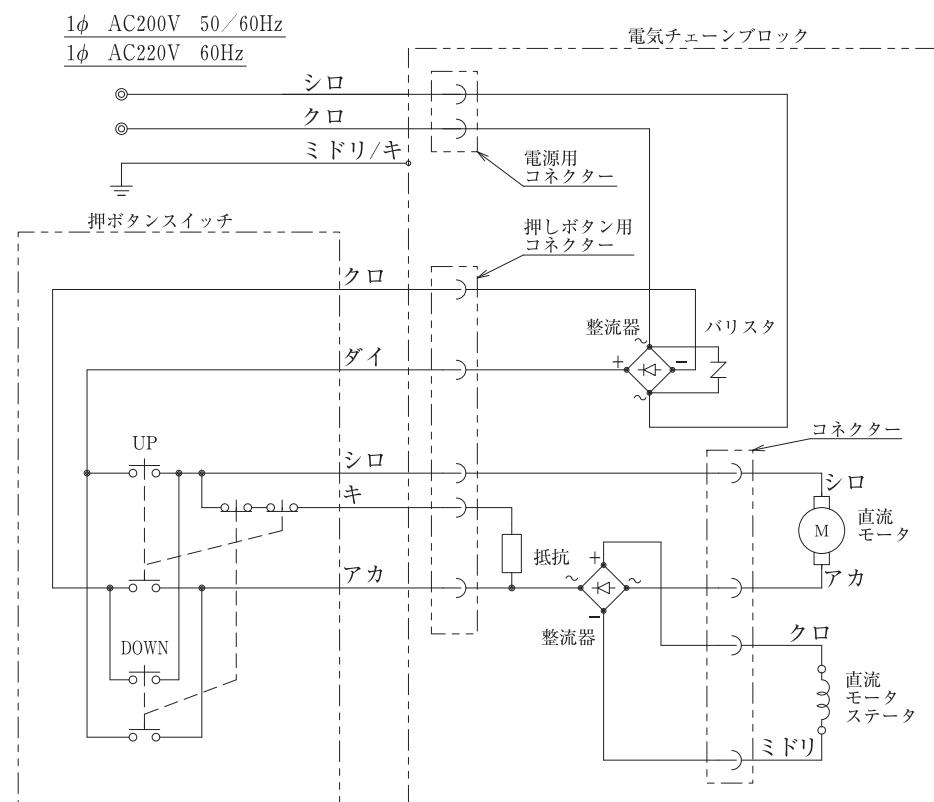
保証について

- 製品お引き渡し後、一年以内に万一故障、不具合が発生した場合は、取扱説明書及び注意銘板に従ったご使用であれば、修理または部品の交換を行います。
- ロードチェーン、上・下フック、オイル、グリース、ライニング、電装品等の消耗品は、保証の対象外とします。
さらに、以下の場合も保証対象外とします。
 - (1)定格荷重を超える荷重または負荷がかかる状況で使用された場合
 - (2)取扱説明書の短時間定格、負荷時間率、始動頻度を超える使用をされた場合
 - (3)製品及び付属品を改造された場合
 - (4)保守・点検の不備による故障の場合
 - (5)取扱説明書の記載内容を超える環境条件（温度、湿度、薬品、風雨など）で使用された場合
 - (6)火災、地震、落雷、水害その他の天変地異、公害、異常電圧など外部環境等が原因による故障の場合
 - (7)取扱説明書および注意銘板の使用条件、注意事項を守らなかった場合
- 当社製品の動作不良などにより、二次的に生ずる経済損失(製造ライン停止による損失、つり荷の損傷など)に関しては、補償いたしかねます。
製造ライン停止が問題となる場合は、予備機などご準備をお勧めします。

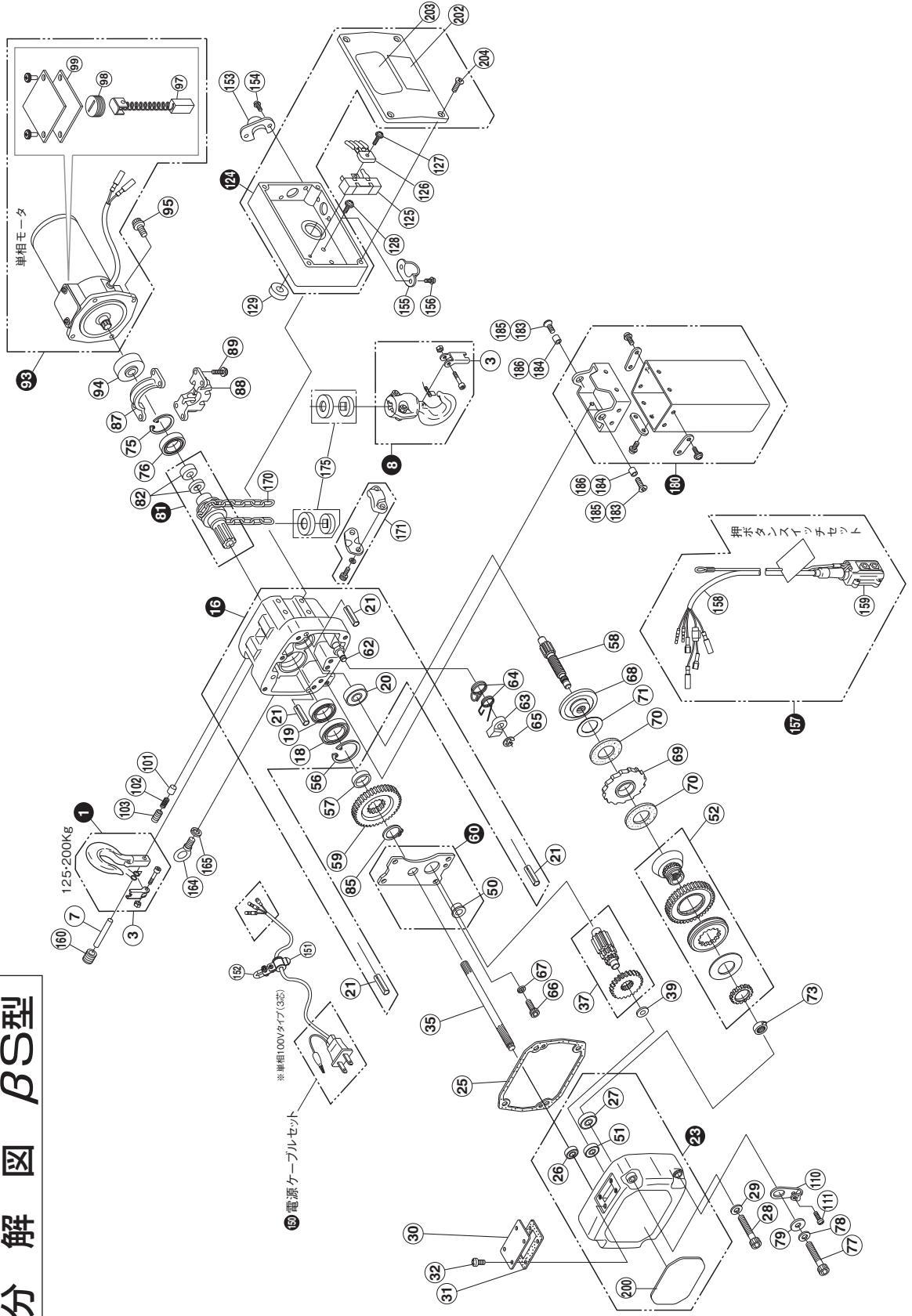
電気チェーンブロック配線図(βS-012・βS-020)



電気チェーンブロック配線図(βH-012・βH-020)



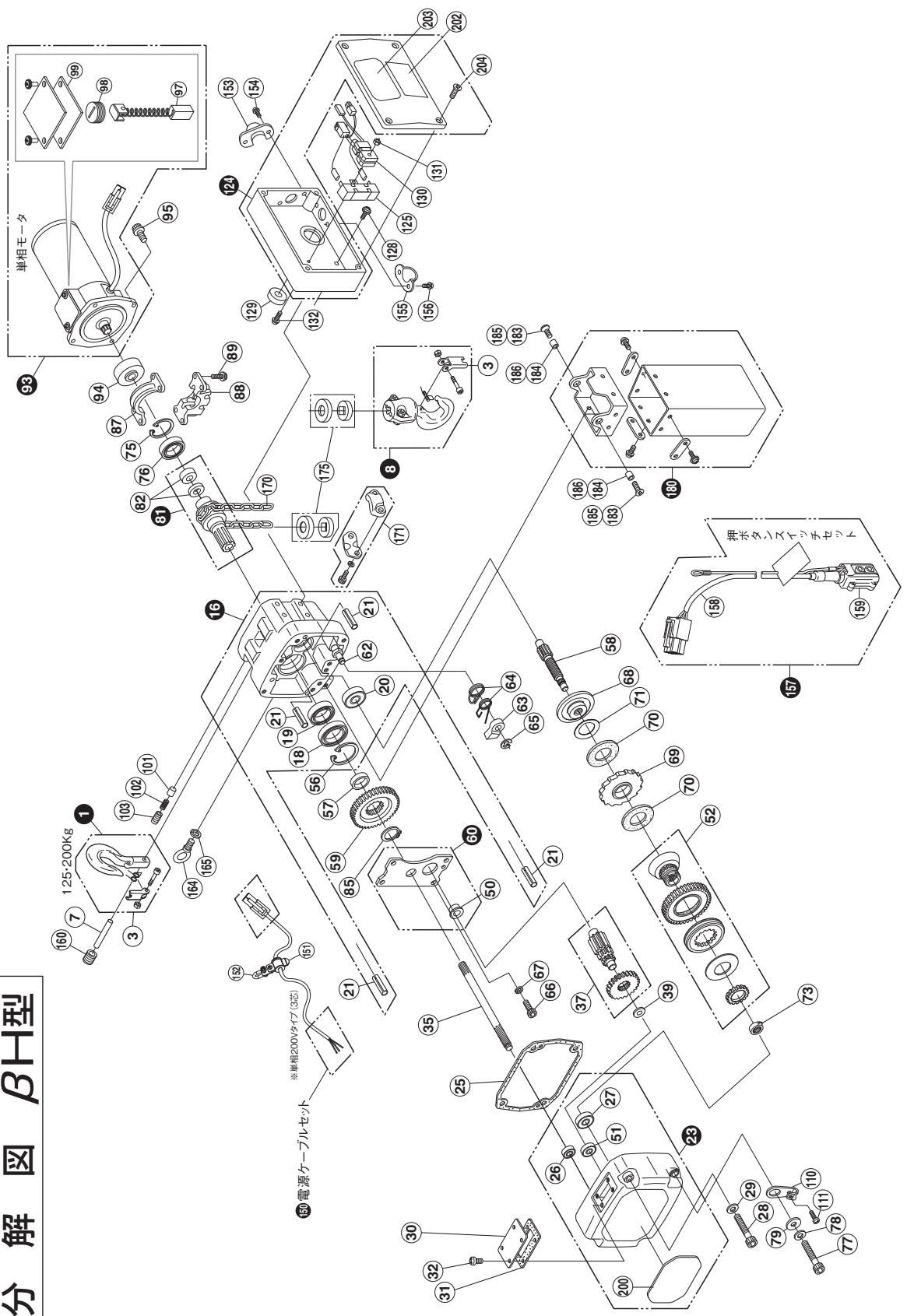
分 解 図 βS型



分解図符号 セット単体	部品名	分解図符号 セット単体	部品名	分解図符号 セット単体	部品名
1	上フックセット	20	ボールベアリング	200	スームプレート
3	外れ止めセット	21	スプリングビン	25	スームプレッシャー
7	上フックビン	56	C形止め輪(穴用)	28	六角穴付ボルト
8	下フックセット	62	つめビン	29	ばね座金
1	外れ止めセット	23	ギヤケースセット	30	オイルふた
16	本体ケースセット	26	ボールベアリング	31	オイルふた用シキン
18	ボールベアリング	27	ボールベアリング	32	十字穴付ねじ(ばね座金・平座金付)
19	オイルシールA	51	ボールベアリング	60	中間フレーベルセット
				50	ボールベアリング
				55	第1ギヤ軸
				35	フレーベルセット
				70	フレーベル
				160	六角穴止めねじ
				164	アーブルレ
				165	ばね座金
				171	チエーンスリッパセット
				175	ハフマセト(ワッフル削ノケット刷)
				180	チエーンスリッパセット(6mm-10mm-15mm用)
				183	十字穴付六角ボルト(ばね座金・平座金付)
				184	カラ-
				185	六角穴付ボルト(ばね座金・平座金付)(15mm用)
				186	カラ-(15mm)
				170	ロードチャージ

※黒線部の部品は灰色部品に含まれております。
例：No.8 ドックセットにNo.3 外止めセットも含まれております。
※黒線部の単体部品番号も示しております。

分解図 β-H型



分解図符号 セット単体	部品名	分解図符号 セット単体	部品名	分解図符号 セット単体	部品名	分解図符号 セット単体	部品名
71	皿ばねB	71	皿ばねA	73	チェックワッシャ	73	C形止め輪(穴用)
75	六角穴付ボルト	75	六角穴付ボルト	76	ボールベアリング	76	ボールベアリング
77	六角穴付ボルト	77	六角穴付ボルト	78	ばね座金	78	ばね座金
81	ロードシーブセット	81	ロードシーブセット	82	オイルシールBセット(ボールベアリング村C形止め輪・軸用)	82	オイルシールBセット(ボールベアリング村C形止め輪・軸用)
85	チエーブガード上	85	チエーブガード下	87	モータ軸ジョイント	87	モータ軸ジョイント
88	六角穴付ボルト(ばね座金組込型)	89	六角穴付ボルト(ばね座金組込型)	90	モータ軸ジョイント	90	モータ軸ジョイント
93	単相モータ	93	単相モータ	94	モータ軸ジョイント	94	モータ軸ジョイント
95	カーボンブラシ	95	カーボンブラシ	96	ブラシキャップ	96	シリ版ゴム金具
97	モータフレーキ用ライニング	97	モータフレーキ用ライニング	98	モータフレーキスプリング	98	モータフレーキスプリング
99	モータフレームプレート(トルコン)	99	モータフレームプレート(トルコン)	100	モータフレームプレート	100	モータフレームプレート
101	モータフレームプレート	101	モータフレームプレート	102	モータフレームプレート	102	モータフレームプレート
103	六角穴止めねじ	103	六角穴止めねじ	104	押ボタンツボ釘	104	押ボタンツボ釘
105	十字穴止めねじ(ばね座金付)	105	十字穴止めねじ(ばね座金付)	106	セメドシボルト	106	セメドシボルト
107	膜付クロメット	107	膜付クロメット	108	ハーネス	108	ハーネス
109	ハーネス整流器付き	109	ハーネス整流器付き	110	押ボタンツボ釘	110	押ボタンツボ釘
111	十字穴止めねじ	111	十字穴止めねじ	112	電装品クースセット	112	電装品クースセット
113	モータフレーム	113	モータフレーム	114	危険シール(A)	114	危険シール(A)
115	モータフレーム	115	モータフレーム	116	モータフレーム	116	モータフレーム
117	モータフレーム	117	モータフレーム	118	モータフレーム	118	モータフレーム
119	モータフレーム	119	モータフレーム	120	モータフレーム	120	モータフレーム
121	モータフレーム	121	モータフレーム	122	モータフレーム	122	モータフレーム
123	モータフレーム	123	モータフレーム	124	モータフレーム	124	モータフレーム
125	モータフレーム	125	モータフレーム	126	モータフレーム	126	モータフレーム
127	モータフレーム	127	モータフレーム	128	モータフレーム	128	モータフレーム
129	モータフレーム	129	モータフレーム	130	モータフレーム	130	モータフレーム
131	モータフレーム	131	モータフレーム	132	モータフレーム	132	モータフレーム
132	モータフレーム	132	モータフレーム	133	モータフレーム	133	モータフレーム
134	モータフレーム	134	モータフレーム	135	モータフレーム	135	モータフレーム
135	モータフレーム	135	モータフレーム	136	モータフレーム	136	モータフレーム
137	モータフレーム	137	モータフレーム	138	モータフレーム	138	モータフレーム
139	モータフレーム	139	モータフレーム	140	モータフレーム	140	モータフレーム
141	モータフレーム	141	モータフレーム	142	モータフレーム	142	モータフレーム
143	モータフレーム	143	モータフレーム	144	モータフレーム	144	モータフレーム
145	モータフレーム	145	モータフレーム	146	モータフレーム	146	モータフレーム
147	モータフレーム	147	モータフレーム	148	モータフレーム	148	モータフレーム
149	モータフレーム	149	モータフレーム	150	モータフレーム	150	モータフレーム
151	モータフレーム	151	モータフレーム	152	モータフレーム	152	モータフレーム
153	モータフレーム	153	モータフレーム	154	モータフレーム	154	モータフレーム
155	モータフレーム	155	モータフレーム	156	モータフレーム	156	モータフレーム
157	モータフレーム	157	モータフレーム	158	モータフレーム	158	モータフレーム
159	モータフレーム	159	モータフレーム	160	モータフレーム	160	モータフレーム

分解図符号 セット単体	部品名	分解図符号 セット単体	部品名	分解図符号 セット単体	部品名	分解図符号 セット単体	部品名
1	上フックセット	20	ボールベアリング	200	スチームプレート	63	つめ
3	外れ止めセット	21	スプリングビン	25	本体ケーブルキシ	64	つめスプリングA/B
7	上フックビン	56	C型止め輪(穴用)	28	六角穴付ボルト	65	止めスプリング
8	下フックセット	62	つめビン	29	ばね座金	66	止め輪
1	外れ止めセット	23	ギヤケースセット	30	オイルふた	67	六角穴付ボルト(ばね座金、平座金付)
16	本体ケースセット	26	ボールベアリング	31	オイルふた用(シキン)	68	ディスククリア
18	ボールベアリング	27	ボールベアリング	32	十字穴止めねじ(ばね座金、平座金付)	69	つめ
19	オイルシールA	51	ボールベアリング	60	中間フレームセット	70	ボールベアリング
				50	第1ギヤ軸	70	フレーキニン
						164	アーバリート
						165	ばね座金
						171	チエーンスチック/ペゼット
						175	ハフツク削除ノケット削除
						180	チエーン/ケゼット(6mm-10mm-15mm用)
						183	十字穴付六角ボルト(ばね座金、平座金付)
						184	カラ-
						185	六角穴付ボルト(ばね座金、平座金付)(15mm用)
						186	カラ- (15mm用)
						170	ロードチャージ

※黒線部の部品は灰色部品に含まれております。
例: No.8 ドックセットにNo.3 外止めセットも含まれております。
※黒線部の単体部品番号もしております。

お買い上げいただいた製品は、当社規格による厳重な検査に合格したもの
です。輸送中の破損による故障がございましたら、当社またはお買上げい
ただいた当社製品取り扱い店にご連絡ください。



象印 チェンジャー 株式会社

大阪府大阪狭山市岩室2丁目180番地



象印 チェンジャー 株式会社

本社・営業部 〒589-8502 大阪狭山市岩室2丁目180番地 ☎(072)365-7771
札幌営業所 〒003-0012 札幌市白石区中央二条5丁目3番28号 ☎(011)824-2821
仙台営業所 〒983-0044 仙台市宮城野区宮千代3丁目8番26号 ☎(022)284-5610
北関東営業所 〒360-0021 埼玉県熊谷市平戸1982-2-2 ☎(048)527-3086
東京営業所 〒135-0004 東京都江東区森下5丁目5番10号 ☎(03)3633-0176
名古屋営業所 〒462-0051 名古屋市北区中切町字石原820番16号 ☎(052)916-1801
大阪営業所 〒589-8502 大阪狭山市岩室2丁目180番地 ☎(072)365-7771
広島営業所 〒733-0012 広島市西区中広町1丁目5番23-101号 ☎(082)292-6775
福岡営業所 〒816-0973 福岡県大野城市横峰2丁目19番26号 ☎(092)595-8880

URL : <https://www.elephant.co.jp>

●本取扱説明書の内容につきましては、事前の予告なしに変更することがあります。